

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

日程第3 議第20号 令和4年度垂井町一般会計予算

議第21号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第22号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計予算

- 議第23号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第24号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第25号 令和4年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第26号 令和4年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第27号 令和4年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第28号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第4 議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町消防団条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正について
- 議第17号 字の区域の変更について
- 議第18号 建物の無償譲渡について
- 議第19号 町道路線の認定について
- 日程第5 議第30号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 議第31号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第32号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第33号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第34号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 4 年第 2 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 18 日までの 17 日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第 106 条の規定により、6 番 江上聖司君、7 番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 2 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（富田栄次君） 日程第 2、報告第 2 号及び報告第 3 号 専決処分の報告についてを一括上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、報告第 2 号と報告第 3 号の専決処分の報告につきまして一括で御説明を申し上げます。

令和3年11月19日午後4時34分頃、垂井町宮代字峯1734番6地先の町道123号垂井栗原線上におきまして発生した町有自動車の物損並びに人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任に基づき、報告第2号につきましては令和4年1月28日に、報告第3号につきましては令和4年2月18日にそれぞれ専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

度重なります事故の報告につきまして、この場をお借りして改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、詳細にわたりましては、生涯学習課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 報告第2号及び報告第3号につきまして、私のほうから一括補足説明のほうをさせていただきます。

まず事故の発生状況でございますが、去る令和3年11月19日午後4時34分頃、垂井町宮代字峯1734番6地先、町道123号垂井栗原線と町道112号垂井南宮線の交差点におきまして、不破高校へ会議の書類を届ける途中で発生させていただきました交通事故でございます。

具体的には、職員の運転する公用車が国道21号御所野交差点から南宮大社方面へ南進し、南宮大社北東角の交差点を低速で右折する際、不破高校から南宮大社方面に東進し、当該交差点を低速で右折しようとした自転車と接触し、破損及び負傷させてしまった事故でございます。

まず報告第2号でございますが、物損事故につきましては、自転車が左側へ倒れたことに伴い、左側面のペダル及びサドルとフレームに擦り傷がつかしました。また、公用車におきましては、右側面下部に若干の擦り傷がついた状況でございます。

相手方の損害額1万3,911円に対しまして過失割合が当方60%、相手方40%で合意に至りましたので、対物損害賠償額8,347円の金額を支払うことで和解し、令和4年1月28日に損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしたところでございます。

続きまして、報告第3号、人身事故についてでございますが、自転車とともに左側へ倒れたことに伴い、左肘の擦り傷と左足、甲と大腿の肉離れということで、不幸中の幸いでございましたが軽傷との診断がなされ、治療を行っていただき完治をしております。

こちらにつきましても相手方と示談が成立し、治療費及び慰謝料などいたしまして対人損害賠償額11万610円を支払うことで和解し、令和4年2月18日に損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただいたところでございます。

このたびは、このような事故を引き起こしてしまい誠に申し訳ございませんでした。今後、より一層交通事故防止を図ってまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時10分 休憩

午前 9 時20分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第 3 議第20号 令和 4 年度垂井町一般会計予算
議第21号 令和 4 年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第22号 令和 4 年度垂井町簡易水道特別会計予算
議第23号 令和 4 年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第24号 令和 4 年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第25号 令和 4 年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第26号 令和 4 年度垂井町介護保険特別会計予算
議第27号 令和 4 年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第28号 令和 4 年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第29号 令和 4 年度垂井町水道事業会計予算

○議長（富田栄次君） 日程第 3、議第20号 令和 4 年度垂井町一般会計予算から議第29号 令和 4 年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 本日、令和 4 年第 2 回垂井町議会定例会が開会され、令和 4 年度予算案並びに関連諸議案について審議をお願いするに当たり、町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、昨年も開会に当たりまして新型コロナウイルス感染症について述べさせていただいておりますが、経済活動に比例いたしております、発生する感染者拡大の波と私たちは、どう闘い向き合っていくかは当面の課題であります。

このような中、現在 3 回目のワクチン接種に取り組んでおるところでございますが、垂井町独自による接種日指定方式で集団接種を実施しており、皆様の御理解と御協力の下、大きなトラブルもなく今日に至っております。接種対象者のうち、約90%の方に 2 回目の接種は完了い

たしております。ウイルスは変異を続け、現在蔓延している変異株は無症状であることも多く、1日の感染者数が岐阜県で1,000人前後が続いた時期もございました。しかし、我々の命と健康をお守りいただいております医療機関が逼迫していくことも心配でございます。私たちは感染症を正しく恐れ、蔓延しない対策を続けていかななくてはなりません。医療や介護に携わる多くの皆様に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

一方、うれしいお話もございました。

昨年は垂井町初のパラリンピックメダリストとプロ野球選手が誕生いたしました。コロナ禍で気が落ち込む中、2人のプレーに勇気と感動をいただきました。引き続きスポーツで活躍する2人を応援してまいりたいと、そのように考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症は一種の災害として取り扱われるようになりましたが、昨年の7月、8月には熱海市の大規模土砂災害をはじめ全国で大雨による被害も発生し、自然が災害として一瞬にして昨日までの平穏な暮らしを奪ってしまう現実を目の当たりにいたしました。しかし、台風や土砂災害は近年毎年のように発生しており、また先月の上旬には近年にない大雪に見舞われ、改めて強靱なまちづくりの重要性を痛感した次第です。国や県とも連携をいたし、防災・減災、国土強靱化対策に取り組み、自然災害に備えなくてはなりません。

垂井町の人口は、誠に残念でございますが、令和3年の1年間で約380人減少いたしました。この現象は同じ傾向のある近隣のまちと比較すると緩やかではあります。減少は自然減の要因が大きいようですが、某ハウスメーカーが実施した昨年の岐阜県まちの住み心地ランキングでは、垂井町は7位でございました。7位と聞けば県内自治体数から考えると少しうれしい気持ちにもなりますが、垂井町は古くから交通の要所で便利がよく、東海環状西回りルートが完成し、とても便利なまち、また自然豊かなまちですとお話しすることが多い中、交通の利便性については8位、自然・観光では15位と、住んでいる私たちとまちの外から見るイメージには大きな差があるということが分かります。

また、いよいよ令和4年度がスタートいたします。新型コロナウイルス感染症が世界を揺るがし始め2年がたちましたが、新たな変異株の出現や海外の状況を見れば、終息には時間がかかり、日本の感染状況やワクチンの接種状況からは、ウイズコロナとともにアフターコロナを考える時期に来ているのではないかと、そのように思えてなりません。

コロナ禍以前から既に日本には人口減少、高齢化、気候変動など大きな変化の真ただ中であり、自治体や地域は様々な課題に直面しておりました。コロナ禍はそうした課題解決の必要性を加速させ、その課題を顕在化させたのではないかと考えております。

これまで移住・定住の促進を図り、人口減少に歯止めをかけるため移住・定住促進事業を設け、同時にタウンプロモーション事業として、まちの魅力を町内外にPRする事業を展開してまいりました。令和3年度には、新たに人口減少要因分析業務も行いました。

一方、近頃、個々人の価値観が多様化し、住みたいところを探して住むということを希望し、移住する人も増えてまいりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、テレワ

ークやオンライン会議ができるようになり、職種によってはどこに住んでいても仕事ができるという変化と仕組みが生まれました。そのような中、土地利用をはじめとした都市計画の見直しを図るため、新たな都市計画課を新設いたします。地域コミュニティの醸成や、社会基盤の整備、維持、改善、防災・減災対策や安全・安心の確保を都市計画という手法を軸に展開するため新設をさせていただきます。

後ほど総合計画に沿って令和4年度予算の重要施策を説明させていただきますが、第6次総合計画に掲げた将来像であります「ひととまちが輝く地域共創都市」をつくっていくためには、これまでに行ってきた移住・定住施策も大切でございますが、都市計画マスタープランの下、現在の社会の潮流でありますSDGsやデジタル化社会の進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延により示された「新しい生活様式」にも配慮をいたしながら、これまで長く続いた土地利用規制を、これからは、さきに述べた現状を捉えて土地利用誘導施策を総合化し、地域と一体となって考える必要があります。そして、自分たちの周りを見渡して、残したいまちのよさやつくっていきたいまちの仕組みを住民の皆様とともに、土地活用という観点から取り組んでいきたいと思っております。

それでは、予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って重要施策を御説明申し上げます。

第1のテーマは「協働」であります。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 協働では、新年度におきまして、引き続き地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などにも取り組んでまいります。

あわせて、行政提案型及び団体提案型で進めておりました提案型協働事業のメニューに新たにサークルなどの小規模団体の活動促進を図るためグループ提案型を追加し、地域の多様な課題解決に向けた取組を進めてまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて自治会活動支援事業を継続して行ってまいります。

また、広報・広聴活動といたしまして、広報「たるい」やホームページの充実を行ってまいります。そのほか、町民の皆様と直接対話するたるい未来トークを開催してまいります。

次に、1-2. 人権では、町内に多数在住する日本語が不自由な方のスムーズな行政手続を支援するため、庁舎内にポルトガル語通訳窓口を設置するなど多文化共生事業を進めてまいります。

そのほか、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発資料やリーフレットの作成など、人権教育・啓発に関する事業を継続して進めてまいります。

第2のテーマは「安全・安心」であります。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 防災・減災では、新年度におきましては、引き続き防災行政無線の伝達多重化を図るため、LINEや防災アプリを活用した放送内容の発信や戸別受信機の販売を行うとともに、

防災行政無線（同報系）設備の更新を引き続き行ってまいります。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策用資機材をはじめとした災害備蓄品の整備、自主防災組織防災資機材購入費の助成及び防災士の育成などに継続して取り組むとともに、これらを通じて災害に対する体制の整備や地域の防災力の強化に努めてまいります。

あわせて、宮代分団の消防ポンプ自動車を普通免許で運転可能な車両への更新、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員報酬の引上げや出動報酬の創設など、より一層消防力の向上に取り組んでまいります。

また、建築物の耐震診断や耐震補強への支援も引き続き行ってまいりますとともに、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も進めてまいります。

2-2. 生活安全では、新年度におきましては犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会などが設置する防犯カメラ等の設置費用を助成する制度を創設いたします。

また、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の設置などの交通安全対策の取組を進めてまいりますとともに、公衆街路灯の設置やLED化を進めるなど、防犯対策の取組を進めてまいります。

そのほか、小・中学校児童・生徒の保護者を対象とした一斉メール配信や通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援を行うなど、学校防犯体制の強化も図ってまいります。

第3のテーマは「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

3-1. 土地利用では、新年度におきまして（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業を進めてまいります。

あわせて、都市再生整備計画事業の実施を進めるとともに、大垣都市計画区域の市街化区域区分変更や、栗原地区、岩手地区に係ります市街化調整区域の在り方の検討に向けた取組を進めてまいります。

また、土地1筆ごとの正確な筆界確認や地図作成に向け、地籍調査につきましても継続して進めてまいります。

3-2. 道路では、道路改良3事業、舗装改良4事業、路側改良5事業の実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。

また、国道や県道の改良を促進するため、関係機関に要望を続けてまいります。

そのほか、橋梁改良2事業、橋梁の定期点検を行い、緊急度に応じて補修にも取り組んでまいります。

3-3. 地域公共交通では、新年度におきまして巡回バスの老朽化に伴い車両の更新を行うなど、今後もさらなる利便性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止を図りながら地域公共交通の形成に取り組んでまいります。

あわせて、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性を図るため、不破高校スクール線につきましても引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

また、垂井駅自由通路橋北口エスカレーターの老朽化に伴う改修やバリアフリー化を図るため、垂井駅南広場に点字ブロックの設置を行ってまいります。

そのほかJR東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてまいります。

3-4. 公園では、朝倉運動公園などの公園施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいります。あわせて、利用者の声を生かした公園づくりにも努めてまいります。

3-5. 空き家等対策では、新年度におきまして空き家等の実態調査及び対策計画を策定し、新たな空き家管理システムを構築するとともに、引き続き相談会の開催や空き家バンクの運用などの総合的な空き家等の対策を推進してまいります。

3-6. 上水道では、引き続き上水道施設と簡易水道施設の維持管理に努めてまいりますとともに、配水管布設替工事など、配水管網の整備・更新につきましても管路の耐震化に積極的に取り組んでまいります。

また、簡易水道事業の令和5年度の地方公営企業法の適用に向けた取組を継続し、新年度におきましては例規整備や水道料金システムの改修を行ってまいります。

3-7. 下水道では、継続して公共下水道事業計画区域内における管網整備を行うとともに、引き続き浄化センター水処理施設増設事業を推進するなど、公共下水道事業の推進に取り組みます。

また、簡易水道事業同様、令和6年度の下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組を継続し、新年度におきましては、例規整備や財務会計システムの整備を行ってまいります。

あわせて、浄化センターや農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

そのほか、令和5年10月から開始するインボイス制度に対応するためのシステム改修を行ってまいります。

3-8. 環境では、環境汚染の防止や不法投棄の防止などの取組を進めるとともに、エコドームのより一層の利用促進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましても、炉内耐火物改修工事などの実施により、ごみ処理施設等の充実を図りながら、今後とも安定したごみ処理体制の確保に努めてまいります。

そのほか、カーボンニュートラルの実現に向け、環境に配慮した公用車の導入を進めてまいります。

第4のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。特

に、新年度におきましてはポストコロナ、ウイズコロナを見据えた地域経済の活性化を図るため、起業意欲のある方に対する起業支援や中小企業等が実施するプレスリリースへの支援事業などの新たな取組を進め、本町を起点としたビジネススタイルの確立を図ってまいります。

4-1. 工業では、引き続き優良企業の誘致に取り組むため、町内に工場の新設・増設をされた企業に対して交付いたします工場等設置奨励金につきましても引き続き取り組んでまいります。

そのほか、勤労者や離職者への支援なども継続してまいります。

4-2. 商業では、新年度におきまして、まちのにぎわいの創出、併せてSDGsを意識した人と人がつながるたるいSDGsマルシェ事業を展開するとともに、引き続き産業振興を図るため、商工会事業への支援、町内の中小企業への支援及び住宅の新築、購入に係る移住者への支援やリフォームの助成につきましても行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度に引き続き商工会が行いますプレミアム商品券発行事業への補助金の拡充を図ってまいります。

4-3. 観光では、観光基本計画の推進に向け、広域的な戦国武将観光推進事業として、関ヶ原合戦など戦国観光資源を活用した観光プロモーション事業を展開してまいります。去る2月27日のPRアニメーション「関ヶ原合戦岐路に立った垂井の武将たち」完成記念特別番組につきましてもは、配信側のトラブル等々によりまして予定どおり配信することができず、大変申し訳ございませんでした。この場をお借りしておわびを申し上げます。

また、観光客の受入れ体制を充実させるため、引き続き観光ボランティアガイドの養成を行ってまいりますとともに、町内のにぎわい創出のため、住民主体において運営するイベントに対する助成や観光協会への支援などにも取り組んでまいります。

あわせて、ハイキングコースや案内看板などの観光施設の整備も進めてまいります。

4-4. 農業では、新年度におきましては水田営農における農地利用の効率化、経営の合理化を図るため、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約を推進し、高性能農業機械導入事業、新規就農者への支援を継続して行ってまいります。

あわせて、有害鳥獣による農作物等の被害を防止・低減させるため、有害鳥獣被害対策事業を継続して実施してまいりますとともに、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全管理の取組を支援する多面的機能支援支払事業などにつきましても継続して取り組んでまいります。

また、農業の生産性の向上を図るため、かんがい排水事業や農地整備事業を実施してまいりますとともに、ほ場整備事業につきましても引き続き栗原地区の整備を進め、併せて平尾地区の整備につきましても新年度におきましては事業化に向けて法手続を進め、事業実施主体となる土地改良区を設立いたし、基盤の整備に必要な客土の受入れを行ってまいります。

さらに、農林漁業者が生産または採取した農林水産物の付加価値を高め、収益性の向上につなげるため、農林水産物第6次産業化支援事業への補助金も継続して取り組んでまいります。

4-5. 林業では、新年度におきましてはまちの自然に親しみを持っていただき、将来自分の子供を育てる場所として本町を選択していただけるよう、町内の森林を活用した木育体験イベントを開催するとともに、引き続き森林経営管理に関する意向調査を実施し、新たに治山事業の効果を高めるための森林整備と林業経営体の担い手育成施設の整備に取り組んでまいります。

また、引き続き林道明神線開設工事を進め、森林居住環境整備事業に取り組んでまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など、一般造林事業も行ってまいります。

あわせて、林業振興事業といたしまして林道維持補修工事を進め、安全な林道整備に努めてまいります。

次に、第5のテーマは「福祉・健康」であります。

ここでは「全ての住民が笑顔になれる優しさにあふれるまち」を目指してまいります。

5-1. 子育てでは、保健センターで実施しております子育て世代包括支援センター運営事業において、引き続き妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を積極的に行ってまいります。

また、働く親の支援といたしまして、認定こども園や留守家庭児童教室等の充実に努め、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。特に新年度におきましては、こども園の2歳児について、保護者が育児休業を取得しても一定の条件を満たす場合、継続してこども園を利用できるよう見直しを行うとともに、留守家庭児童教室においては預かり時間を延長し、利用者のサービス向上に努めてまいります。

あわせて、引き続きこども園利用者の利便性の向上と保育業務の負担軽減、効率化のため、こども園におけるICT化に向けた取組を進めてまいります。

また、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所いずみの園やことばの教室も継続してまいります。

そのほか子育て支援センター、一時的保育及び児童手当の支給などの各種事業を継続するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、援助を必要とする子供・家庭への支援体制を強化してまいります。

さらに、妊娠を望む夫婦への支援、妊産婦健康診査費の助成、乳幼児健康診査などにつきましても継続して実施をしてまいります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度に引き続きこんにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業を行ってまいります。

5-2. 高齢福祉では、新年度におきまして在宅の高齢者に対し紙おむつの購入に要する経費の一部を助成する制度を創設し、在宅介護の負担軽減を図ってまいります。

そのほか、引き続き高齢者の方々の通院や買物など、日常生活における移動手段の一つであるタクシー利用に対する助成を実施してまいります。

あわせて、老人クラブ活動への支援を行ってまいりますとともに、ふれあい長寿フェアの開催や長寿者褒賞事業など、長寿をお祝いする事業なども展開してまいります。

また、介護予防・生活支援事業や老人福祉センターの運営につきましても引き続き進めてまいります。

次に、介護保険といたしましては、第8期介護保険事業計画に基づき制度の適正な運営を進め、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、また引き続きひとり暮らし老人等緊急通報システムにより自宅での事故等に24時間365日、専門のオペレーターによる相談体制の整備を図るなど各種の取組を進めるとともに、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実にに向けた取組を進めてまいります。

5-3. 障がい福祉では、障がい者の方の福祉の増進を図るため、障害福祉サービス費等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療費等事業、障害児施設給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業なども実施してまいります。

5-4. 健康・医療では、新年度におきましては胃がんリスク検診の対象年齢を40歳以上から30歳以上に引下げを行うとともに、3歳児眼科検査用機器を用いた幼児の弱視検査を行ってまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、引き続き職員一丸となり、遅滞なく接種を進めてまいります。

そのほか、保健センターにおきましては、新年度ではがん検診や健康診断の受診率向上と事務の効率化を図るため、住民健診ウェブ予約サービスを導入いたします。また、健康相談・健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、9年ぶりに積極的勧奨となりました子宮頸がんワクチンにつきましては接種率の向上に向けた取組を進めるとともに、積極的呼びかけを中止していた間の世代へのキャッチアップ接種を強力に押し進めてまいります。あわせて、各種予防接種や各種がん検診など、疾病予防対策に向けた取組につきましても進めてまいります。

また、乳幼児等の医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても引き続き実施をしてまいりますとともに、休日在宅当番・救急医療情報提供事業を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持、継続してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、医療費が増加傾向にある中で健全財政を維持していくため、特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

あわせて、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診やぎふ・さわやか口腔健診の実施など、引き続き取組を進めてまいります。

第6のテーマは「教育・文化」であります。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着を持った人材を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、新年度におきましてはGIGAスクール構想によるICTの積極的な活用を推進するためデジタル教科書を導入するなど、児童・生徒の学びの充実にに向けた取組を進めてまいります。

また、英語教育の充実に向けてより効果的な授業を展開するため、英語指導助手を1名増員

いたし、3名体制で取組を進めてまいります。

あわせて、児童・生徒への学習支援やいじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー及び適応指導員などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

そのほか、学校、保護者及び地域が共に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、学校支援ボランティアへの登録を進め、コミュニティ・スクールを一層充実してまいります。

学校給食におきましては給食内容の充実を図るため、1食当たりの単価を拡充いたします。あわせて、地場産物を積極的に使用するとともに、老朽化した資機材を更新するなど衛生管理の徹底を図りながら、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に取り組んでまいります。

また、子育て家庭の教育に係る経済的負担を軽減するため、引き続き給食費無償化事業を行ってまいります。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、スポーツや文化活動を通じて心豊かでたくましい子供を地域で育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、あったかい言葉がけ運動の推進や、町子ども会育成連絡協議会、町VY Sの活動などへの支援も行ってまいります。

あわせて、地区まちづくり協議会をはじめ青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成地区民大会の開催を通じて青少年の健全な育成につなげてまいります。

また、小・中学校の児童・生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会につきましても引き続き実施をしてまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級や家庭教育学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。

また、文化会館におきましては、施設の老朽化に伴い舞台照明設備更新工事を実施いたします。工事期間中、利用者の皆様には何かと御不便をおかけすることもあるかと存じますが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、文化講演会、町展及び町民フレッシュコンサート等の自主事業の開催についても実施をしてまいります。

あわせて、タルイピアセンターにおきましては、引き続き図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、学習の場である生涯学習施設の適切な維持管理を図るため、新年度におきましては児童書コーナーの拡張や屋上防水工事を実施してまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき町体育協会への支援など、スポーツ団体の育成支援事業を進めてまいります。

また、スポーツ・レクリエーション祭などのスポーツイベントの開催を通じて、住民の方々の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

6-4. 文化では、新年度におきましては国指定史跡である美濃国府跡用地の購入に向け取組を進めてまいりますとともに、垂井曳軸攀鱗閣後軸蔵修理など、文化財の保存に向けた取組

も進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、文献資料等の収集や企画展の開催などにも取り組んでまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会及び表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

次に、第7のテーマは「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、新年度におきましては第6次総合計画に係ります令和5年度からの後期基本計画を作成してまいります。

また、引き続き垂井町版デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた取組を進めるとともに、住民情報システムなど安心・安全なシステム稼働環境の整備も進めてまいります。

7-2. 財政運営では、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら資産や債務を適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設の在り方に関する検証、見直しにも努めてまいります。

あわせて、公共施設整備基金の継続的な積立てを行うなど、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて計画的な財政運営に努めてまいります。

そのほか、適正・公平な課税・徴収業務の推進に努め、税収の確保に取り組んでまいります。

7-3. タウンプロモーションでは、新年度におきましては町公式ホームページの全面リニューアルを行い、町内外への積極的な情報発信を行ってまいりますとともに、若年層の移住・定住の促進及び少子化対策を実施するため、若者の結婚するための環境整備を支援する制度を創設いたします。

また昨年度、連携協定を締結した株式会社リトルクリエイティブセンター様と官民連携を図りながら、まちの持つ魅力や施策・情報を町内外へ発信し、関係人口の創出とシビックプライドの醸成を図るとともに、都市圏においては本町のタウンプロモーション誌なども活用し、本町に関心を持つ関係人口の創出や移住・定住を促進する事業を展開してまいります。

そのほか、東京圏から移住される方に対して引き続き財政的な支援を行うとともに、ふるさと納税の推進により、自主財源の確保に併せ、関係人口の創出に努めてまいります。

続きまして、令和4年度の予算額につきましては、一般会計96億3,000万円、特別会計75億5,067万円、水道事業会計7億3,000万円、合計179億1,067万円といたすものでございます。

一般会計の予算規模は、令和3年度と比較して4.9%、4億5,000万円の増額となります。歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税において、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況が徐々に緩和される中、景気の持ち直しの傾向が見られることから町民税の増収を見込み、固定資産税は、工場、店舗及び住宅の新築により家屋は増収となる一方、土地及び償却資産は減少し、固定資産税全体としては減収を見込み、町税全体といたしましては

令和3年度当初比0.1%減の35億9,898万7,000円を見込んだところでございます。

また、地方交付税14億5,000万円、国県支出金17億8,128万9,000円、繰入金4億5,000万2,000円、町債8億9,000万円などを計上いたしました。

一方、歳出につきましては、依然として増加傾向にある社会保障費の増加や、公共施設老朽化への対策等により今後歳出の増加が見込まれることから、行財政改革を断行し、その中で財源を確保し、住民ニーズに合った質の高い事業を順次展開してまいります。

なお、予算編成に当たりましては、ポストコロナの新しい未来を思い描きながら感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、第6次総合計画に掲げる人口減少の抑制と適応を強く意識し、緊急度や優先度を明確にしながら各種事務事業の予算編成をいたしたところでございます。

特に新年度では、引き続き少子化対策や子育て・教育対策を重点課題と位置づけ、取組を進めてまいります。

少子化対策では、若者の結婚するための環境整備を支援するため、結婚新生活支援事業に取り組んでまいります。

子育て・教育対策では、共働き家庭を支援するため、留守家庭児童教室の預かり時間の延長や子育てしやすい環境を確保していくため育休退園制度の見直しを行うとともに、GIGAスクール構想の実現に向け小・中学校にデジタル教科書を導入するなど、学校におけるICT教育の充実に取り組んでまいります。

そのほか、仮称でございますけれども、旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業にも取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年度に引き続きこんにちは赤ちゃん臨時特別給付事業及び、商工会が行いますプレミアム商品券発行事業への補助金の拡充を行ってまいります。

最後になりますけれども、令和6年度には垂井町は合併70周年となり、古希を迎えようとしております。その頃には感染症が終息していることを願いたいところでございますが、町民の皆様お一人お一人がそれぞれの暮らしを大切に過ごすことができるよう、私たち行政は変化を感じ取り改革を進めていかななくてはなりません。令和3年度には行財政改革を行い、維持管理の負担が毎年生じていることから朝倉町民プールを休止とさせていただき、皆様の意見をお聞きしながら公共施設マネジメントの一つとして今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

また現在、令和5年度発足を目指して子供政策を一元的に行う子ども家庭庁の準備を国は進めており、昨年12月に基本方針が閣議決定されたところでございます。

デジタル庁と子ども家庭庁の創設は、縦割り行政の打破を掲げている国の計画の一つでございます。当町も後れを取ることのないよう、動向を注視し事業を進めていかななくてはなりません。今後とも第6次総合計画に掲げる将来像「ひととまちが輝く地域共創都市～さらなるやさ

しさと活気を求めて～」の実現に向けて取り組んでまいる姿勢に変わることはありません。そのため、私の政治姿勢であります「現場に出向いて、現実と直接触れ、現実を捉える」の三現主義の基本、引き続き町民の皆様とともに力強く町政を推進してまいりたいと考えております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と令和4年度における主な施策事業について申し上げましたが、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願い申し上げます、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第20号から29号までの令和4年度各会計の詳細につきましては、それぞれ担当の課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。何とぞ御賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第20号 令和4年度垂井町一般会計予算につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億3,000万円とするものでございます。

歳入歳出予算書5ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費でございます。議会運営に関する経費で9,272万8,000円を計上させていただきました。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費でございます。14億2,073万9,000円を計上させていただきました。職員の人件費、庁舎等に勤務します会計年度任用職員の人件費、庁舎、普通財産の維持管理、電算管理に関します経費、統計調査、防災行政無線、交通安全などの事業経費でございます。

主なものとしたしましては、ホームページリニューアル業務に1,400万円、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業に4億1,660万円、第6次総合計画後期計画策定業務に695万円を計上いたしました。

次に、項2 徴税費でございます。税の徴収に係ります経費といたしまして1億2,569万9,000円を計上させていただきました。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費でございます。5,747万円を計上させていただきました。円滑な事務処理と住民サービスの向上を図るため、戸籍システム、住基ネットシステムの運用経費、社会保障・税番号制度によりますマイナンバーカードの交付促進、各種証明書のコンビニ交付サービスの実施に関します経費でございます。

次に、項4 選挙費でございます。令和4年度は参議院選挙の執行が予定されておりますことから1,449万9,000円を計上させていただきました。

次に、項5統計調査費でございます。119万円を計上させていただきました。令和4年度は就業構造基本調査などが実施されますことから、調査員報酬等の経費を計上させていただきました。

次に、項6監査委員費でございます。監査委員の監査に要する経費といたしまして63万円を計上させていただきました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費でございます。19億5,940万1,000円を計上させていただきました。福祉医療、高齢者福祉、障がい福祉に関する経費でございます。主なものといたしましては、福祉医療費助成事業に2億9,192万8,000円、地域生活支援事業に2,659万9,000円、障害福祉サービス費等給付事業に4億4,064万4,000円、自立支援医療費等給付事業に2,058万8,000円を計上させていただきました。

次に、項2児童福祉費でございます。14億3,552万6,000円を計上させていただきました。発達に支援が必要な児童に対しての児童発達支援事業、こども園の運営・管理、児童手当の支給事業、留守家庭児童教室の運営等に要する経費でございます。主なものといたしましては、障害児施設給付費等給付事業に8,037万3,000円、公立こども園におきます保育ICTシステムネットワーク整備事業に1,694万5,000円、児童手当支給費に3億9,378万円、留守家庭児童教室経費に5,206万円を計上いたしました。

次に、項3災害救助費でございます。本年度と同額の5,000円を計上させていただきました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。4億5,163万4,000円を計上させていただきました。公害対策、斎場の管理、保健センターの運営等に関する経費でございます。主なものといたしましては、河川や大気検査に75万7,000円、斎場施設の管理といたしまして火炉補修工事などに810万円、保健センターの経費といたしまして、子育て世代包括支援センター運営事業で2,527万3,000円、がん検診等の実施に2,524万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種などの感染症予防のための予防接種の実施に1億8,857万6,000円を計上させていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、新生児1人当たり5万円を給付いたしますこにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業に750万円を計上いたしました。

次に、項2清掃費でございます。4億1,309万円を計上させていただきました。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの管理、エコパークの運営等に要する経費でございます。主なものといたしまして、クリーンセンターの焼却灰処理業務に2,800万円、焼却設備改修工事に9,500万円、資源物の再利用・再資源化を図るため、エコパークの運営経費に1,255万3,000円を計上しました。

次に、款5労働費、項1労働諸費でございます。労働者の離職者支援や教育訓練給付、不破郡労働者社会福祉協議会に対します支援などに要する経費といたしまして900万円を計上させていただきました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費でございます。3億5,741万9,000円を計上させていた

できました。農業の生産性向上を図るため、用排水路の補修・改良、未整備農道の改良を行います農業農村整備事業に1,354万2,000円、栗原地区のほ場整備事業に4,076万5,000円、平尾地区のほ場整備事業に3,290万円、防災の観点からも農業用ため池の適正管理を目的としたため池整備事業に440万円を計上いたしました。

次に、項2 林業費でございます。7,193万6,000円を計上させていただきました。森林の適正な整備及び保全を図るため、林道明神線開設事業の経費といたしまして5,092万円、森林経営管理事業に698万3,000円を計上しました。

次に、款7 商工費、項1 商工費でございます。1億8,194万8,000円を計上させていただきました。企業立地の促進、町内企業育成のための工場等設置奨励金といたしまして7,151万円、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、地域経済の下支えのため、商工会が発行しますプレミアム商品券の発行補助事業を含めました商工会事業への支援に3,690万円、地域経済の活性化を図るため、総合支援アカデミー事業などに910万円、戦国武将観光ゆかりの史跡等を持つ自治体と広域観光の促進を目指します地方創生、広域的な戦国武将観光推進事業に600万円を計上いたしました。

次に、款8 土木費、項1 土木管理費でございます。6,433万9,000円を計上させていただきました。道路の台帳の管理、法定外公共物の管理業務に要する経費でございます。また、引き続き地籍調査業務といたしまして294万8,000円を計上いたしました。

次に、項2 道路橋りょう費でございます。道路や橋梁の維持・新設・改良などの経費といたしまして2億833万5,000円を計上させていただきました。道路維持費に3,064万6,000円、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業の道路改良工事2路線、舗装改良工事3路線、町単独事業の道路改良工事1路線、路側改良工事5路線、舗装改良工事1路線と用地購入費等に1億4,954万6,000円。

橋りょう維持費では、社会資本整備総合交付金事業を活用し、引き続き橋梁の点検を実施しますほか、相川橋ほか1橋橋梁補修設計業務に1,850万円を計上いたしました。

次に6 ページ、項3 河川費でございます。河川の維持管理に要する経費といたしまして3,832万2,000円を計上させていただきました。自然と景観を生かした河川を整備するため、相川水辺公園の維持管理等を行いますほか、相川水辺公園花壇撤去工事及び、その他修繕工事に920万円を計上いたしました。

次に、項4 都市計画費でございます。6億566万8,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、大垣都市計画区域区域区分変更図書作成業務、垂井駅周辺の整備事業、朝倉運動公園の施設管理事業でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金につきましては、4億7,217万9,000円を計上いたしました。

次に、項5 住宅費でございます。良好な住宅環境の維持に必要な経費といたしまして2,354万3,000円を計上させていただきました。

次に、款9 消防費、項1 消防費でございます。4億3,367万1,000円を計上させていただきました。

した。消防団の資質向上を図るため、団員報酬を国の基準まで引き上げるとともに、消防施設の充実を図るため、宮代分団の消防ポンプ自動車の更新などに2,750万円を計上いたしました。

次に、款10教育費、項1教育総務費でございます。2億1,155万8,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、小・中学生の給食費無償化事業に1億820万円を計上させていただき、併せて給食内容の充実を図るため、1食当たりの単価を拡充いたします。また、英語指導助手を1人増員し、英語教育の充実を図るとともに、特別な支援を要します児童・生徒及びその保護者に対しまして指導・相談を行います指導員等を配置いたします経費や、不登校の児童・生徒のために設置する適応指導教室の経費を計上いたしました。

次に、項2小学校費でございます。2億3,670万8,000円を計上させていただきました。国のGIGAスクール構想により整備いたしました高速LAN回線及びWi-Fi環境と1人1台タブレットを授業に取り入れ、ICT教育のスムーズな展開を図ることを目的といたしましたICT支援業務、デジタル教科書の導入を図ってまいります。また、個別支援講師等の配置につきましても引き続き行ってまいります。そのほか、垂井小校内放送施設設備更新工事、東小校舎長寿命化改修調査及び基本設計業務なども行ってまいります。

次に、項3中学校費でございます。8,876万2,000円を計上させていただきました。小学校費と同様に、個別支援講師等の配置やICT支援業務、デジタル教科書の導入等を図ってまいります。そのほか、不破中グラウンドのバックネット改修工事なども行ってまいります。

次に、項5社会教育費でございます。4億91万円を計上させていただきました。主なものといたしまして、心豊かでたくましい子を地域で育む地域子ども教室の経費や、青少年が地域においてリーダーとして活躍していくことを支援する青少年活動支援事業、さらに女性団体の育成事業を展開して男女共同参画社会の推進に努めてまいります。文化財の保護の観点からも美濃国府跡公有地化事業も実施いたします。また、文化会館につきましても、舞台照明設備更新工事などで1億1,314万円を計上し、タルイピアセンターにつきましても屋上防水改修工事などに1,330万4,000円を計上いたしました。

次に、項6保健体育費でございます。1億3,949万2,000円を計上させていただきました。町体育協会などの活動に対する支援事業や学校開放、その他体育施設の運営に係ります事業、学校給食センターの施設設備改善経費でございます。そのほか、小・中学校防球ネット・フェンス新設工事に1,000万円を計上いたしました。

次に、款11災害復旧費でございます。項1農林水産施設災害復旧費から項4その他公共施設災害復旧費までにつきましては、本年度と同額の4万8,000円を計上させていただきました。

次に、款12公債費、項1公債費でございます。5億5,572万6,000円を計上させていただきました。

次に、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。本年度と同額の4,000円を計上させていただきました。

次に、款14予備費、項1予備費でございます。本年度と同額の3,000万円を計上させていただきました。

以上、歳出合計96億3,000万円でございます。

続きまして、2ページの歳入をお願いいたします。

款1町税、項1町民税でございます。14億5,175万2,000円を計上させていただきました。対前年比946万8,000円の増となります。個人につきましては513万2,000円の減、12億5,768万2,000円、法人につきましては1,460万円の増の1億9,407万円を計上いたしました。

次に、項2固定資産税でございます。19億1,996万7,000円を計上させていただきました。対前年比684万7,000円の減となりました。土地につきましては818万7,000円の減で6億3,993万6,000円。家屋につきましては1,883万2,000円の増の7億7,463万6,000円。償却資産につきましては1,141万8,000円減の4億9,218万6,000円を計上いたしました。

次に、項3軽自動車税でございます。対前年比201万6,000円の増の8,435万円を計上させていただきました。

次に、項4町たばこ税でございます。対前年比657万8,000円減の1億4,291万8,000円を計上させていただきました。

次に、款2地方譲与税から款11の交通安全対策特別交付金までにつきましては、国または県の予算の枠の範囲内で、市町村の一定の条件の下で配分されるものでございます。前年度、前々年度の実績により試算したところでございます。中でも、款10地方交付税、項1地方交付税におきましては、対前年比9,000万円増で14億5,000万円、普通交付税13億7,000万円、特別交付税8,000万円を計上させていただきました。

次に、3ページ、款12分担金及び負担金、項2負担金でございます。3,072万5,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、こども園3歳未満児の保育料でございます。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料でございます。9,212万3,000円を計上させていただきました。主なものとしては、留守家庭児童教室保育料、斎場施設使用料、住宅使用料、道路占用料等でございます。

次に、項2手数料でございます。税・戸籍・住民票などの証明手数料、一般廃棄物の処理手数料等に1億802万2,000円を計上させていただきました。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。6億8,805万4,000円を計上させていただきました。主なものとしては、児童手当国庫負担金に2億7,279万6,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金2億1,985万円でございます。

次に、項2国庫補助金でございます。3億4,747万2,000円を計上させていただきました。主なものとしては、マイナンバーカード交付事務費補助金に1,293万4,000円、児童福祉費国庫補助金に2,160万6,000円、都市計画事業国庫補助金に1億460万円でございます。

次に、項3委託金でございます。367万1,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、国民年金事務費交付金でございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金でございます。3億4,300万4,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、保険基盤安定県負担金1億1,230万9,000円、障害者自立支援給付費等県負担金1億3,505万1,000円でございます。

次に、項2県補助金でございます。3億3,594万6,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、福祉医療費県補助金1億139万2,000円、農業費県補助金1億5,082万5,000円でございます。

次に、項3委託金でございます。6,314万2,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、徴収費委託金4,182万3,000円、選挙費委託金1,430万7,000円でございます。

次に、款16財産収入、項1財産運用収入でございます。302万5,000円を計上させていただきました。

次に、項2財産売却収入でございます。2,000円を計上させていただきました。

次に、款17寄附金、項1寄附金でございます。1億1,144万4,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、ふるさと納税1億1,000万円でございます。

次に、款18繰入金、項1特別会計繰入金でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金と介護保険特別会計繰入金で2,000円を計上いたしました。

次に、項2基金繰入金でございます。4億5,000万円を計上させていただきました。財政調整基金繰入金3億2,000万円、減債基金繰入金1億円、公共下水道基金繰入金3,000万円でございます。

次に、款19繰越金、項1繰越金でございます。本年度と同額の2億円を計上させていただきました。

次に、款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては150万円、4ページの項2町預金利子につきましては1,000円、項3貸付金元利収入につきましては25万円、項5雑入につきましては9,184万円を計上させていただきました。主なものにつきましては、こども園の園児の給食費でございます。

次に、款21町債、項1町債でございます。8億9,000万円を計上させていただきました。主なものといたしましては、臨時財政対策債3億円、旧庁舎跡地等活用事業2億8,100万円、文化会館舞台設備改修事業1億100万円でございます。

以上、歳入合計96億3,000万円でございます。

表紙の1ページに戻っていただきまして、第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定によりまして債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額に関しましては、第2表の債務負担行為によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

岐阜県議会議員選挙ポスターの掲示場の設置及び撤去業務の期間といたしまして令和4年度から令和5年度までで、限度額は110万円でございます。

表紙に戻っていただきまして、第3条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の

規定により起こすことができます地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しまして、第3表、地方債によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

臨時財政対策債、旧庁舎跡地等活用事業、地方道路整備事業、橋梁補修事業、河川浚渫・樹木伐採事業、駅自由通路橋北口エスカレーター改修事業、防災行政無線（同報系）設備更新事業、消防ポンプ自動車購入事業、文化会館舞台設備改修事業、合計8億9,000万円の借入れを予定しております。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

表紙に戻っていただきまして、第4条、一時借入金でございます。一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもので、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費につきましては、予算に過不足が生じた場合に同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができる旨を定めるものでございます。

次に、147ページから151ページまでは給与費明細書、152ページには債務負担行為に関する調書、153ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き補足説明を求めます。

住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第21号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせて、予算資料は11ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費2,798万9,000円、前年度比較629万8,000円の減額でございます。事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項 2 徴税費202万8,000円、前年度比較 8 万3,000円の増額でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項 3 運営協議会費 5 万1,000円、前年と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費17億7,344万2,000円、前年度比較 4 万2,000円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少による影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項 2 高額療養費 2 億6,050万1,000円、前年度比較1,010万円の増額でございます。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項 3 移送費2,000円でございます。前年度と同額の予算額を計上し、科目設定をさせていただきます。

次に、項 4 出産育児諸費630万4,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて前年度と同額の予算額を計上いたしました。

次に、項 5 葬祭諸費225万円、前年と同額を計上しております。葬祭費を支給する費用でございます。実績の数値を参考に算出しております。

続きまして、款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分 5 億201万1,000円、前年度比較5,211万8,000円の増額でございます。医療給付費分として県に納付するものでございます。

次に、項 2 後期高齢者支援金等分 1 億4,940万3,000円、前年度比較292万円の減額でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等分として県に納付するものでございます。

次に、項 3 介護納付金分4,699万7,000円、前年度比較16万9,000円の増額でございます。医療給付費分と同様、介護納付金分として県に納付するものでございます。

続きまして、款 4 保健事業費、項 1 保健事業費140万3,000円、前年度比較 6 万5,000円の減額でございます。被保険者の健康増進等の医療、医療費通知に係ります経費でございます。

次に、項 2 特定健康診査等事業費1,848万8,000円、前年度比較413万7,000円の減額でございます。特定健康診査及び特定保健指導に要する費用でございます。実績を踏まえて減額とした予算を計上いたしております。

続きまして、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金14万4,000円、前年度比較4,000円の減額でございます。基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款 6 公債費、項 1 公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分でございます。前年度と同額で予算計上しております。

続きまして、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金213万5,000円、前年度比較 3 万4,000円の増額でございます。国民健康保険税の過年度分還付金でございます。

続きまして、款 8 予備費、項 1 予備費1,672万4,000円、前年度比較903万8,000円の減額でございます。収支の均衡を図るために予算計上させていただきました。

以上、歳出合計28億1,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の 2 ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は 6 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税 5 億767万3,000円、前年度比較2,900万円の減額でございます。税率改正や被保険者数が減少傾向にあることにより減少するものでございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料22万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金1,000円でございます。災害臨時特例補助金でございます、科目設定をさせていただきました。

続きまして、款 6 県支出金、項 1 県補助金20億5,004万8,000円、前年度比較1,108万1,000円の増額でございます。福祉医療に係る国費減額分の補助であります国庫負担金減額措置対策費補助金、それから歳出の款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、項 2 高額療養費、項 3 移送費の合計額に相当します普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金でございます。

続きまして、款 8 財産収入、項 1 財産運用収入14万4,000円、前年度比較4,000円の減額でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億4,547万5,000円、前年度比較2,775万3,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で、国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金、福祉医療等による医療費の波及増分に係りますその他一般会計繰入金がございます。

次に、項 2 基金繰入金1,000円、前年と同額を計上しております。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定とするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項 1 繰越金 1 億311万8,000円、前年度比較8,575万9,000円の増額で、繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料4,000円、項 2 町預金利子1,000円、項 3 雑入331万5,000円でございます。前年度比較 8 万3,000円の減額でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計28億1,000万円でございます。

次に、1 ページにお戻りをお願いいたします。

第 2 条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を 1 億円と定めるものでございます。

なお、18ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第21号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございました。
続きまして、議第28号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,600万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費828万2,000円、前年度比較3万5,000円の増額でございます。
事務に係ります職員の人件費、被保険者証の更新等に係る経費を計上しております。

次に、項2徴収費70万3,000円、前年度比較2万1,000円の減額でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金3億9,401万3,000円、前年度比較3,643万4,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります事業費負担金でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,070万5,000円、前年度比較51万2,000円の減額でございます。後期高齢者の健康診査、すこやか健診やさわやか口腔健診に係ります経費でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金32万円、前年度比較10万円の増額でございます。保険料の過年度分還付金でございます。

次に、項2繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費197万6,000円、前年度比較3万6,000円の減額でございます。収支の均衡を図るために予算計上させていただきました。

以上、歳出の合計4億1,600万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は9ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料3億540万円、前年度比較2,690万円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託金1,083万5,000円、前年度比較31万8,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

て、すこやか健診等に係ります保健事業費委託金と、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金9,571万9,000円、前年度比較657万6,000円の増額でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で、保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保健事業に係る町負担分の保健事業繰入金でございます。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金399万2,000円、前年度比較220万6,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料1,000円、項2預金利子1,000円、項3雑入1,000円、科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計4億1,600万円でございます。

なお、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第28号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

〔上下水道課長 藤江和明君登壇〕

○上下水道課長（藤江和明君） 私からは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計並びに企業会計の予算について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第22号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

簡易水道事業につきましては、北部簡易水道と栗原簡易水道に係ります維持管理に要する経費を計上しております。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,100万円と定めるもので、前年度と比較しまして760万円の減額となっております。

それでは、第1表、歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございます。併せて御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費は2,638万3,000円、前年度比294万円の減額でございます。人件費や事務的経費のほか、令和5年度の地方公営企業法適用に向けて必要業務に係る経費を計上しております。

款2事業費、項1事業費は3,144万9,000円、前年度比427万円の減額でございます。主に北部簡易水道岩手地内において低区減圧弁室仕切弁取替工事のほか、2つの簡易水道施設に係り

ます浄水処理及び維持管理に要する経費を計上しております。

次に、款4予備費、項1予備費ですが、316万7,000円を計上しております。

次に、款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は1,000円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金で434万円、前年度比30万円の減額でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金などを計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料は4,763万4,000円、前年度比247万7,000円の増額で、使用実績に基づき算出した水道使用料でございます。

次に、項2手数料は2万2,000円、督促手数料などを見込んでおります。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入は2,000円、基金の利子収入を見込んでおります。

次に、款4繰入金、項2基金繰入金は400万円、前年度比977万2,000円の減額で、簡易水道事業の公営企業会計への移行に係ります経費に充てるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金500万円を計上しております。

次に、款6諸収入、項1町預金利子及び項2の雑入はそれぞれ1,000円を計上しております。

以上が歳入でございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第22号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計予算でございます。

続きまして、議第23号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

水色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,400万円と定めるもので、前年度と比較しまして1億5,120万円の増額となっております。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費は10億3,924万1,000円、前年度比1億3,905万5,000円の増額でございます。浄化センター水処理施設増設工事委託に係る経費の増によるものでございます。令和4年度の公共下水道整備につきましては、浄化センター水処理施設増設工事委託に関する日本下水道事業団との協定の最終年度となりますので、令和4年度末の躯体の築造工事完成に向け、引き続き事業を実施いたします。また、面整備、開削工事につきましては、前年度に引き続き、梅谷川右岸側の垂井町宇楠田地内において延長850メートルを実施予定しております。また、府中地区の下水道整備に伴います詳細設計、地質調査のほか、令和6年度の地方公営企業法適用に向けて必要業務に係る経費、浄化センターの汚水処理維持管理に要する

経費などを計上しております。

次に、款 3 公債費、項 1 公債費は 4 億 2,327 万 2,000 円、前年度比 1,221 万 3,000 円の増額でございます。令和 3 年度までの借入れに対します元利償還金でございます。

次に、款 4 予備費、項 1 予備費は 148 万 7,000 円を見込んでおります。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2 ページを御覧ください。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金で 1,451 万 1,000 円、こちらは下水道事業に係ります受益者負担金でございますが、前年度比 757 万 3,000 円の減額でございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は 2 億 2,356 万 6,000 円、前年度比 475 万円の増額でございます。4,148 世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

次に、項 2 手数料は 21 万円、排水設備公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金は 3 億 5,642 万 1,000 円で、令和 4 年度に実施いたします公共下水道事業の補助対象事業に対し、国からの補助金を受け入れるものでございます。

次に、款 4 県支出金、項 1 県補助金は 1,000 円を計上しております。

次に、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金は 4 億 7,217 万 9,000 円で、前年度比 274 万 3,000 円の増額でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款 7 繰越金、項 1 繰越金は前年度繰越金 2,000 万円を見込んでおります。

続きまして、款 8 諸収入、項 1 預金利子につきましては 1,000 円を計上し、項 2 雑入につきましては 501 万 1,000 円、消費税の還付金を見込んでおります。

次に、款 9 町債、項 1 町債は 3 億 7,210 万円、事業量の増に伴いまして前年度比 6,550 万円の増額で、下水道事業債を見込んでおります。こちらにつきましては、公共下水道の整備に係ります起債対象事業費につきまして起債を起こすものでございます。

以上が歳入でございます。

それでは、1 ページにお戻りください。

第 2 条で地方債について定めております。地方債発行につきましては、4 ページ、第 2 表に掲げさせていただいております。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額 3 億 7,210 万円。起債の方法は、証書借入れ及び証券発行。利率は 5.0% 以内。償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

次に、第 3 条で一時借入金につきまして、借入れの最高額を 2 億円と定めるものでございます。

また、15 ページ以降に給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第23号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第24号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,700万円と定めるもので、前年度比620万円の増額でございます。農業集落排水事業につきましては、北部第1と伊吹の2つの農業集落排水処理施設に係ります汚水処理及び維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は7ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費は555万2,000円、前年度比500万円の増額でございます。令和6年度の地方公営企業法適用に向けての農業集落排水事業資産調査評価業務に係る経費の増によるものでございます。

款2管理費、項1維持管理費は2,311万9,000円、前年度比116万9,000円の増額でございます。2つの処理施設に係ります汚水処理に要する経費と維持管理経費を計上しております。

款4公債費、項1公債費は746万6,000円、前年度と同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は86万3,000円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は3,000円、前年度比46万4,000円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料は998万3,000円、前年度比8万1,000円の増額で、農業集落排水事業の処理世帯144世帯分の使用料でございます。

項2手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入は1,000円を見込んでおります。

款4繰入金、項1他会計繰入金は2,541万円で、前年度比658万3,000円の増額でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金160万円を見込んでおります。

款6諸収入、項1預金利子及び項2雑入は、それぞれ1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第24号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

す。

一番最後の黄色い表紙でございます。1ページを御覧ください。

第2条で業務の予定量を明記しております。給水件数9,100件、年間総配水量は343万8,000立方メートル、1日平均配水量は9,420立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、施設改良事業では公共下水道事業に伴う配水管布設替工事のほか、老朽化に伴います配水管の布設替工事などを計上しております。また、相川左岸地域施設改良事業では、相川左岸低区配水地新設第2期実施設計業務のほか、送・配水管布設工事を計上しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございますが、第1款水道事業収益といたしまして4億3,891万8,000円、前年度比398万4,000円の減額でございます。内訳としましては、第1項営業収益は3億9,928万円、前年度比455万8,000円の減額で、前年までの使用実績に基づき算出した水道使用料などを見込んでおります。

また、第2項営業外利益は3,963万7,000円、前年度比57万4,000円の増額でございます。長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、第3項特別利益としまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款水道事業費用といたしまして4億5,001万3,000円、前年度比999万4,000円の増額でございます。内訳としましては、第1項営業費用が3億9,621万円で、前年度比1,766万3,000円の増額で、人件費を含む浄水処理及び維持管理に要する費用のほか、簡易水道事業統合による水道事業認可変更に係る書類作成業務の経費を計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、企業債利息や消費税などで4,989万9,000円、企業債利息及び消費税の減に伴い、前年度比755万1,000円の減額でございます。

次に、第3項特別損失といたしまして20万円を計上いたしました。宅内漏水の減免などの過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出し、計上しております。

次に、第4項予備費は370万4,000円を計上しております。

続きまして、第4条で資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第1款資本的収入といたしまして3,108万2,000円、前年度比2,135万円の減額でございます。水道事業に伴う布設替工事の事業量の減に伴い減額となっております。

資本的収入の内訳としましては、第1項加入金は新規給水加入金として508万2,000円、第2項工事負担金は、公道分工事負担金として600万円、第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴います布設替工事等負担金といたしまして2,000万円を計上いたしました。

次に、2ページへ移っていただきまして、支出予定額でございます。

第1款資本的支出といたしまして2億7,998万7,000円、前年度比1,800万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業といたし

まして相川左岸低区配水地新設第2期実施設計業務及び送・配水管布設工事を計上いたしました。また、公共下水道事業に伴う配水管布設工事、配水管網の整備更新工事などで1億6,645万4,000円、第2項企業債償還金で1億1,353万2,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,890万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,890万5,000円で補填するものでございます。

次に、第5条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を2,774万3,000円と定めるものでございます。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を1,216万円と定めるものでございます。

なお、14ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書などを添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上が議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算でございます。

以上、上下水道課所管に係ります3つの特別会計並びに企業会計予算につきましての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第25号から議第27号までの令和4年度特別会計予算3件について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第25号 令和4年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

緑色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,160万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料7ページ下段を御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費は1,147万9,000円、前年度比2万1,000円の減額でございます。認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

次に、款2 予備費、項1 予備費は12万1,000円、前年度比2万1,000円の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は368万2,000円、前年度比3万9,000円の減額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分30%、人口割分

70%とし、人口割分につきましては2町の65歳以上の方の人口比率により積算をしております。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金は764万7,000円、前年度比8万2,000円の減額でございます。こちらは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金で27万円を計上しております。

次に、款5諸収入、項1町預金利子は1,000円を計上しております。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議第26号 令和4年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,000万円と定めるもので、前年度比5,000万円の増額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお開きください。また、併せて予算資料8ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費は2,670万9,000円、前年度比122万5,000円の増額でございます。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費事務費などを計上しております。主な増減、増額の理由につきましては、介護保険事業計画等策定業務委託料及び介護予防サービス計画作成業務委託料によるものでございます。

次に、項2徴収費は55万6,000円、前年度比4万5,000円の増額でございます。保険料に係る納付書の印刷、郵送料を計上しております。

次に、項3認定審査費は1,117万4,000円、前年度比59万8,000円の増額となっております。職員人件費のほか主治医意見書作成等の手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は24億1,510万円、前年度比2,740万円の増額となっております。こちらは要介護の方が受ける介護サービスに係る給付費を計上しております。主な増額の理由につきましては、特に居宅介護サービス給付費において増加を見込んだことによるものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費は4,310万円、前年度比940万円の増額となっております。こちらは要支援の方が受ける介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

次に、項3サービス給付費諸費は220万円、前年度比10万円の増額でございます。国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

次に、項4高額介護サービス等費は、前年度同額の5,510万円でございます。同月内に利用した介護サービスの合計額が自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、項5特定入所者介護サービス等費は9,010万円、前年度比100万円の減額でございます。施設サービス等を利用された場合、サービス費用の自己負担のほかに居住費、食費等が自己負

担となりますが、所得及び資産が少ない方の施設利用を困難にならないよう、居住費等につきまして自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、項 6 高額医療合算介護サービス等費は800万円、前年度比90万円の増額でございます。介護保険と医療保険の自己負担額の合計が年間の自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、項 7 市町村特別給付費は329万4,000円、皆増でございます。こちらは令和 4 年度から新たにスタートする高齢者紙おむつ等購入費助成事業に関するもので、在宅介護を受ける重度の要介護者に対し紙おむつ等の購入費を支援するため、介護保険法に定められた市町村特別給付に係る予算を計上しております。

次に、款 3 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金1,000円は、県への拠出金を計上しております。

次に、款 4 地域支援事業費、項 1 一般介護予防事業費は698万1,000円、前年度比80万円の増額でございます。介護が必要とならないよう介護予防を目的とした事業を行う経費を計上しております。

次に、項 2 包括的支援事業・任意事業費は1,423万1,000円、前年度比41万1,000円の減額でございます。包括的・継続的ケアマネジメント事業、認知症対策事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。

次に、項 3 介護予防・生活支援サービス事業費は2,910万9,000円、前年度比64万6,000円の増額でございます。要支援の方等を対象にした訪問型サービス等の負担金と介護予防ケアマネジメント委託料などを計上しております。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金の 1 万円は、介護保険基金利子分を計上しております。

次に、款 6 予備費、項 1 予備費は2,878万3,000円を計上いたしました。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金は1,555万1,000円を計上いたしました。

次に、項 2 繰出金では、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2 ページを御覧ください。

歳入につきましては、国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ計上をしております。

款 1 保険料、項 1 介護保険料は 6 億1,792万3,000円、前年度比941万7,000円の増額でございます。第 1 号被保険者の介護保険料で、給付費総額と地域支援事業費の23%相当額でございます。

次に、款 3 使用料及び手数料、項 2 手数料の 3 万6,000円は督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金は4億6,016万6,000円、前年度比730万5,000円の増額でございます。こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして居宅介護給付費の20%と、施設給付費の15%相当分を計上しております。

次に、項2国庫補助金は9,665万9,000円、前年度比138万1,000円の増額でございます。こちらは調整交付金として介護給付費総額の3%、地域支援事業に係る事業費の総合事業分の20%、包括的支援・任意事業分の38.5%相当分及び高齢者の自立支援重度化予防等に必要な取組のために交付される保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金をそれぞれ計上しております。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金は7億1,541万9,000円、前年度比1,032万7,000円の増額でございます。こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の27%相当分を計上しております。

次に、款6県支出金、項1県負担金は3億8,925万6,000円、前年度比465万5,000円の増額でございます。こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当分を計上しております。

次に、項2財政安定化基金支出金の1,000円は前年度と同額を計上しております。

次に、項3県補助金は725万3,000円、前年度比10万1,000円の増額でございます。こちらは地域支援事業費の県交付金として、総合事業分12.5%、包括的支援・任意事業分19.25%相当分を計上しております。

次に、項4委託金の1,000円は前年度と同額を計上しております。

次に、款7財産収入、項1財産運用収入の1万円は基金の利子分を計上しております。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金は3億8,920万6,000円、前年度比698万円の増額でございます。こちらは一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%相当分の町負担分3億2,670万1,000円をはじめ、事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項2基金繰入金の1,000円は前年度と同額を計上しております。

次に、款10繰越金、項1繰越金の6,665万2,000円は前年度繰越金を計上しております。

次に、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料の2,000円、項2預金利子の1,000円は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、項3雑入は741万3,000円、前年度比39万円の増額でございます。こちらは介護予防サービス計画費等に係る収入を計上しております。

次に、款12町債、項1財政安定化基金貸付金の1,000円は、前年度と同額を計上しております。

それでは、1ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項など、第2表、債務負担行為によるものでございます。

5 ページの第 2 表を御覧ください。

介護保険事業計画等策定業務でございますが、介護保険事業計画につきましては、市町村老人福祉計画と一体的にいきがい長寿やすらぎプラン21として3年ごとに見直しを行っております。令和6年度から8年度までを計画期間とする次期第9期計画をより効率的に策定するために債務負担行為をお願いするものでございます。期間は令和5年度まで、限度額は220万円でございます。

再び1ページにお戻りください。

第3条では一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条では歳出予算の流用につきまして定めるものでございます。

なお、25ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。続きまして、議第27号 令和4年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

だいたい色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。あわせて、予算資料9ページ上段を御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費は107万円、前年度と同額でございます。認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は32万6,000円、前年度比2万2,000円の増額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分30%と人口割分70%とし、人口割分につきましては、2町の障害者手帳の所持者数の比率により積算をしております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金は71万7,000円、前年度比5万5,000円の増額でございます。こちらは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金で2万7,000円を計上しております。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、健康福祉課が所管いたします議第25号から議第27号まで、令和4年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第20号 令和4年度垂井町一般会計予算から議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算までは、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に木村千秋君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第4 議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

議第7号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

議第8号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 議第 9 号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町消防団条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正について
- 議第17号 字の区域の変更について
- 議第18号 建物の無償譲渡について
- 議第19号 町道路線の認定について

○議長（富田栄次君） 日程第 4、議第 4 号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議第19号 町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第 4 号から議第19号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第 4 号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙において新たな選挙公営を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

議第 5 号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の公布に伴い、押印等の規制を見直し、関係する条例について整備いたすものでございます。

次に、議第 6 号 垂井町内部組織設置条例の一部改正につきましては、人口減少対策として土地利用、インフラ整備、景観形成等と一体的なまちづくりを新たに設置する都市計画課で推進するため、所要の改正を行うものでございます。

議第 7 号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第 8 号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に係る人事院規則等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第 9 号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、学

校及びこども園の医師の報酬等について見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の規定による地方税法の一部改正及び令和4年度の国民健康保険税の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、令和3年度をもって廃棄物減量等推進員を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として紙おむつ等購入費の支給を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第13号 垂井町下水道条例の一部改正につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の規定による下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第14号 垂井町消防団条例の一部改正につきましては、消防庁が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に合わせ、団員報酬等について所要の改正を行うものでございます。

議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の規定による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正につきましては、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第17号 字の区域の変更につきましては、栗原地区県営土地改良事業の施行により、字区域の変更が必要となったため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議第18号 建物の無償譲渡につきましては、旧農林畜産物販売所アンテナショップ半兵衛の里の建物を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議第19号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道5路線を認定するものでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） それでは、総務課が所管いたします議第4号、議第6号から議第8号及び議第17号の5議案につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

町村の選挙における立候補の環境改善を図るため、令和2年6月に公職選挙法が改正され、

町村の議会議員及び町の選挙における選挙公営制度が市と同様のものに拡大されました。この改正に伴い、当町において、新たに拡大された選挙公営を実施するため、本条例を制定するものでございます。

なお、選挙公営の対象の拡大に伴い、町村議会議員選挙についても供託金制度が導入されることとなります。

それでは、議案書を御覧ください。

条例は12条で構成しております。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の規定に基づき、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して、必要な事項を定めることを定めております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は6万4,500円に候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとしております。

ただし、選挙公営を受けることができるのは供託物が没収とならない候補者に限られ、このほかの選挙公営の対象についても同様となります。また、この条例で定める単価等の金額、算定方法については、公職選挙法の施行令の規定に準じて定めております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出を定めるもので、公費負担の適用を受けようとする者は有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けることを定めており、第7条ビラの作成、第10条ポスターの作成につきましても同様の取扱いをするものでございます。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、町は有償契約の相手からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。その金額については、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合は、1日当たり6万4,500円まで、一般運送契約以外の契約である場合は、自動車の借入れについては1日当たり1万5,800円まで、燃料代については1日当たり7,560円まで、運転手の報酬については1日当たり1万2,500円まで支払うことを定めております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を定めるもので、同一の日にちにつき、一般運送契約とそれ以外の契約が締結されているときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用することを定めております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるものとしております。

選挙運動用ビラの頒布につきましては、これまで町村議会議員選挙では認められておりませんでした。今回の公職選挙法の改正で認められることとなりました。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出を定めるものでございます。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払いの手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価に公職選挙法で定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額に町

は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を定めるもので、第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができるものとしております。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を定めるものでございます。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価にポスター掲示場の数を限度として乗じて得た金額を町は有償契約の相手方からの請求に基づき契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

第12条は、委任の規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項は町選挙管理委員会が定めることを定めております。

最後に、附則としまして、第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、第2項では条例の施行日以降、その期日を告示された選挙から適用することを定めております。

続きまして、議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、第6次総合計画にも掲げておりますとおり、計画的で秩序ある都市づくりや地域の特性に応じた土地利用を推進するため、令和4年4月1日から新たな課を設置するために改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表につきましては16ページから18ページを御覧ください。

第1条は内部組織に関する規定で、第8項に新しく設置する都市計画課を加え、整理するものでございます。

なお、附則につきましては、第1項では施行期日を令和4年4月1日とし、第2項では垂井町都市計画審議会条例の一部改正につきまして、第8条中「建設課」を「都市計画課」に改めるものでございます。

続きまして、議第7号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、個人情報保護制度の見直しを行うため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に公布されました。当該法律は、現状、民間事業者と国の行政機関、地方公共団体等で異なる個人情報の取扱いを行っているものを統一化するもので、段階的に実施されていきます。

令和4年4月からは、民間事業者と国の行政機関、独立行政法人等の個人情報保護制度が統一化され、それぞれの機関を対象とした個人情報保護法が一本化されますので、当該法律を引用しております個人情報保護条例について改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明させていただきます。

議案書、並びに新旧対照表につきましては18ページを御覧ください。

第2条、定義の規定中、第2号において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第2条第3項を引用し、個人識別符号を規定しておりますが、当該法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されますので、引用先を個人情報の保護に関する法律第2条第2項に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第8号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係ります人事院規則等の改正によるもので、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

議案書、並びに新旧対照表につきましては18ページから20ページを御覧ください。

第2条は育児休業、第18条は部分休業をすることができない職員について定めておりますが、第2条第4号ア（ア）、第18条第2号アで規定しております任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員の要件を廃止し、第22条で妊娠または出産について申出があった場合における措置等として、育児休業に関する制度の周知、育児休業の意向確認、面談の措置を講ずること、第23条で勤務環境の整備に関する措置として、職員に対する育児休業に関する研修の実施、育児休業に関する相談の整備、その他勤務環境の整備に関する措置について、新たに規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第17号 字の区域の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

栗原地区における県営土地改良事業の施行により、その対象区域について換地処分後の字の名称を変更することが必要となりましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書並びに添付の図面を御覧いただきたいと思います。

なお、添付書類につきましては位置図、変更大略図、現形図となっております。

本件につきましては、議案書1ページ目の変更の大略にありますように、栗原地区における県営土地改良事業の対象区域の栗原字大正の一部及び栗原字中尾山の一部につきまして、新たに字の名称を栗原字令和に変更するものでございます。

変更する地番の明細につきましては、議案書の1ページ目から17ページ目までの変更調書の記載のとおりでございます。栗原字大正1,855筆、栗原字中尾山1筆、これらの土地及びこれらの区域に隣接・介在する道路、水路である町有地全部を栗原字令和に変更します。対象の区域につきましては、添付の図面にて御確認をお願いいたします。

なお、当該字の名称変更の効力につきましては、県による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものとなります。

以上、総務課が所管いたします5議案につきまして補足説明とさせていただきます。何とぞ

御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、並びに議第14号 垂井町消防団条例の一部改正について及び議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

最初に、議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

今回の制定は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、令和2年7月、書面規制、押印、対面規制の見直しが行きとめられ、本町においても令和4年4月1日から押印の見直しを全庁的に推進し、町民の負担軽減及び将来的なデジタル化に向けた行政サービスの効果的かつ効率的な提供を目的に、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

本条例第2条におきまして、職員のサービスの宣誓について規定をしているところでございますが、宣誓書の提出方法を改めますとともに、別記様式にて定める宣誓書の文言を整備し、様式中の押印を削るものでございます。

議案書3ページ、新旧対照表の3ページを御覧ください。

第2条、垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正でございますが、本条例第5条で規定する補助金交付申請書や添付する書類について、押印の見直しを機に、規則に委任するよう整理するものでございます。

新旧対照表の5ページを御覧ください。

第3条、垂井町林道開設及び林道災害復旧事業補助金交付条例の一部改正でございますが、第2条と同様に、本条例第5条で規定する補助金交付申請書や添付する書類について、押印の見直しを機に規則に委任するよう整理するものでございます。

新旧対照表7ページを御覧ください。

第4条、垂井町集会所設置事業等補助金交付条例の一部改正でございますが、本条例第1条では補助金の目的について字句を改め、本条例第2条では事業の種別に新たに集会所敷地の舗装を加え、補助対象となる事業の拡大を図るものでございます。

本条例第3条第1項では、これまで規定していましたが補助の基準及び補助率を第2条第1項第1号に規定する集会所新築事業に係るものとし、同条第2項では第2条第1項第2号に規定

する集会所増改築改修を含む事業、同項第3号に新たに規定する集会所敷地舗装事業に係る補助率を定め、また同条第3項では第2項の追加による項の不一致を正すため、字句の整理を行うものでございます。

本条例第4条では、補助金の交付申請に係る別記第1号様式及び添付する書類について、押印の見直しを機に削り、規則に委任するものでございます。

本条例第6条では、見出しを（実績報告）に改めますとともに、第8条を第9条に、第7条を第8条とし、第6条の次に第5条第2項及び第3項で規定をしておりました補助金の請求についてを新たに第7条として加えるものでございます。

議案書4ページ、新旧対照表10ページを御覧ください。

第5条、垂井町広報板等設置事業補助金交付条例の一部改正でございますが、本条例第4条では補助金の交付申請に係る別記第1号様式及び添付する書類について、押印の見直しを機に削り、規則に委任するものでございます。

本条例第6条では、見出しを（実績報告）に改めますとともに、第8条を第9条に、第7条を第8条とし、第6条の次に第5条第2項で規定しておりました補助金の請求についてを新たに第7条として加えるものでございます。

議案書5ページ、新旧対照表の12ページを御覧ください。

第6条、垂井町火入れに関する条例の一部改正でございますが、本条例第2条及び第4条で規定する許可の申請及び許可証に係る様式や添付する書類について、押印の見直しを機に必要な文言の整備等を行いますとともに、規則に委任するよう整理するものでございます。

新旧対照表の16ページを御覧ください。

第7条、垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございますが、本条例第4条第4項の審査申出書の規定を削り、これに伴い同条第5項及び第6項をそれぞれ1項ずつ繰り上げますとともに、第8条第4項に規定する口述書への署名押印についての記載を削るものでございます。

附則として、この条例の施行日を令和4年4月1日とし、第4条の規定による改正後の垂井町集会所設置事業等補助金交付条例の規定は、令和4年度予算から適用することといたしております。

次に、議第14号 垂井町消防団条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の規定により、消防団員の処遇の改善を図るため、非常勤消防団員の報酬等の基準が策定され、報酬を年額報酬と出動報酬の2種類に区分されたこと、また団員の年額報酬が3万6,500円を標準とすることなどが示されましたので、これらの基準により団員報酬の引上げや出動報酬の新設などにつきまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。議案書と併せまして、新旧対照表の39ページを御覧ください。

第10条第2項では、災害を定義づけするため、字句を改めるものでございます。

第15条では、団員の報酬について、従来の年額報酬に加え、新たに出動報酬を設けるものでございます。

同条第2項では、年額報酬として一般の団員は2万2,100円から3万6,500円へ、団長につきましては6万9,500円から8万2,500円へ、またそれぞれの階級により年額報酬の引上げを行うものでございます。

同条第3項では、新設する出動報酬として、団員が災害や警戒、訓練等に従事する場合において支給するもので、災害のため出動した場合は1日当たり2時間未満2,000円、2時間以上4時間未満4,000円、4時間以上は8,000円を。また訓練など災害以外に出動した場合は1日当たり1,800円を支給することとしております。

第16条では、報酬の支給方法について規定しており、第1項の年額報酬につきましてはこれまでどおり町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例を準用し、前期と後期の2期に分けて、また第2項の出動報酬につきましては、これまでの定額の費用弁償と同様に3期に分けて支給することとしております。

第17条では、改正前の第16条第2項で定めていました費用弁償について規定しており、公務のために出張した場合の旅費の支給について定めるものでございます。

第18条では、規則への委任規定を新たに設けるものでございます。

附則として、第1項ではこの条例の施行期日を令和4年4月1日といたしております。また、第2項では費用弁償に関する経過措置として、令和4年3月31日までに従事した団員の改正前の第16条第1項で定める費用弁償の支給については従前の例によるものといたしております。

次に、議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の附則において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の40ページを御覧ください。

第3条第2項のただし書では、傷病補償年金などを受ける権利を担保等とすることができる特例を定めておりますが、今回の法改正において、日本政策金融公庫などが貸付けを行う年金担保貸付制度が廃止されることに伴い、同項ただし書を削るものでございます。

附則として、第1項ではこの条例の施行期日を令和4年4月1日といたしております。

第2項では、経過措置としてこの条例の施行日において、既に傷病補償年金などの受給権を担保としている場合は、条例の施行日以後も従前の例により担保に供することができるものとしております。

また、第3項では、日本政策金融公庫などが施行日前に受けた申込みに係る貸付けについては、施行日以後も傷病補償年金などの受給権を担保とすることができるよう定めるものでござ

います。

以上、議第5号、議第14号及び議第15号についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 私からは、議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表20ページ及び21ページを御覧ください。

今回の改正は、学校の医師、並びにこども園の医師の報酬に関するものでございます。

現行の学校の医師、並びにこども園の医師の報酬額は、学校またはこども園の規模、児童・生徒数、園児数に関わらず、一律年額21万円と定めておりますが、町内の小学校及び中学校、またはこども園は、その規模によって児童・生徒数や園児数に差異があることから、全ての医師の報酬額を一律にするのではなく、予算の範囲内でその規模や児童・生徒数または園児数に応じて報酬の支払いを行うことを目的に所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、第1条関係の別表において、第39号のアの学校の医師については、年額21万円を予算の範囲内で町長が教育委員会と協議して定める額に、また同号のイのこども園の医師については、年額21万円を予算の範囲内で町長が定める額にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします議第10号、議第11号につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の規定による地方税法の一部改正及び令和4年度の国民健康保険税の税率の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書は1ページ、新旧対照表は21ページから御覧ください。

改正内容といたしましては、法改正に伴い、国民健康保険税の規定における文言及び引用の整理を行うとともに、未就学児の被保険者均等割額の減額について新たに規定するものでございます。

また、国民健康保険特別会計につきまして、今年度余剰金が3億2,000万円見込まれている状況、一方で保険税を構成しております後期高齢者支援金分と介護分が県への納付金に対し不足し、不均衡を生じている状況であることから、税率の改正をお願いするものでございます。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つがございまして、それぞれ応能分の所得割、応益分の均等割と世帯平等割の3方式で定められた構成となっております。

それでは、初めに医療給付費分でございますが、第154条第1項では、所得割額につきまして「100分の8.16」を「100分の6.61」に、第156条では、均等割額につきまして「3万1,000円」を「2万6,500円」に、第157条第1号では、1世帯当たり平等割額につきまして「2万5,000円」を「1万9,200円」に、同条第2号では、特定世帯に係ります平等割額につきまして「1万2,500円」を「9,600円」に、同条第3号では、特定継続世帯に係ります平等割額につきまして「1万8,750円」を「1万4,400円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、後期高齢者支援金分でございますが、第158条では、所得割額につきまして「100分の1.84」を「100分の2.49」に、第159条の2では、均等割額につきまして「7,200円」を「9,700円」に、第159条の3第1号では、1世帯当たり平等割額につきまして「5,800円」を「7,000円」に、同条第2号では、特定世帯に係ります平等割額につきまして「2,900円」を「3,500円」に、同条第3号では、特定継続世帯に係ります平等割額につきまして「4,350円」を「5,250円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、介護納付金分でございますが、第160条では、所得割額につきまして「100分の1.81」を「100分の2.21」に、第162条では、1人当たり平均割額につきまして「8,700円」を「1万1,000円」に、第163条では、1世帯当たり平等割額につきまして「4,700円」を「5,700円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、第175条でございますが、所得が基準額以下の世帯につきまして、保険税の減額に係ります規定を定めております。

第1項第1号につきましては7割軽減、第2号につきましては5割軽減、第3号につきましては2割軽減についてそれぞれ規定しておりますが、先ほど説明させていただいた第154条から第163条までの改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次に、第175条第2項につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するもので、第1号では基礎課税額の均等割額を、第2号では後期高齢者支援金等課税額の均等割額をそれぞれ半額に規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、所得割、均等割、平等割の規定及び課税の特定規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものといたします。また、経過措置といたしまして、この規定は令和4年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までについては従前の例によるものといたします。

以上、垂井町税賦課徴収条例の一部改正の補足説明でございます。

次に、議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、廃棄物減量等推進員の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

廃棄物減量等推進員は、平成6年に一般廃棄物の減量のための施策への協力、その他の活動を目的に設置されたもので、各自治会から1名ずつ選出をいただき、分別排出の普及啓発、収集日の遵守、排出方法の指導など活動をしていただいているところでございます。

しかしながら、平成24年にはエコドームが開設し、当初と比較いたしますと年間来場者数が約5倍、搬入量が約7倍となるなど、循環型社会の構築に向けた取組の広がりのごみ減量や分別の意識が定着したことから、推進員の役割は終えたと判断し、廃止することとしたものでございます。

議案書は1ページ、新旧対照表は36ページから御覧ください。

第3条の廃棄物減量等推進員の規定を削除し、第5条第3項中「第4条第1項」を「前条」に字句の修正を行ったものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和4年4月1日といたします。

以上、住民課所管の補足説明とさせていただきます。よろしく御理解、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和4年度から新たに実施を予定しております在宅の高齢者に対する紙おむつ等の購入費用を助成する事業について、介護保険法第62条の規定に基づく市町村特別給付により実施をするため、所要の改正をお願いするものでございます。

市町村特別給付につきましては、全国共通で実施されております要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付のほかに、第1号被保険者の保険料を財源として条例で定めるところにより、市町村が独自に行うことができる給付事業がございます。

紙おむつ等の購入支援につきましては、在宅において、常時紙おむつを必要とする重度の要介護者やその介護している御家族の経済的負担を軽減することにより、在宅介護を推進し、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため実施するものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の37ページを御覧ください。

今回の改正は、本則に1条を追加し、第1条の次に第1条の2として市町村特別給付に関する規定を新たに設けるものでございます。

第1項では、介護保険法に基づく市町村特別給付として紙おむつ等購入費の支給を行う旨を、続く第2項では支給に関し必要な事項についての委任をそれぞれ規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） 私からは、上下水道課が所管いたします議第13号 垂井町下水道条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第3条の規定により、下水道施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表の38ページを御覧ください。

第37条の9では、都市下水路の維持管理の基準について定めておりますが、新たに第3号で樋門または樋管の点検の規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第13号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 私からは、生涯学習課が所管いたします議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、文化財保護法の一部を改正する法律が施行されましたが、無形文化財及び無形民俗文化財につきまして、生活様式の変化や少子高齢化等の影響により、担い手が減少し、その存続が危ぶまれるものが増えてきているといった指摘がなされております。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大はこれらの文化財の継承活動に深刻な影響を与えております。

こうした文化財につきましては、早急に保護を図る必要があるということから、無形の文化財を幅広く緩やかに保護する登録制度が創設をされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書と併せまして、新旧対照表41ページを御覧ください。

第21条でございますが、登録の抹消について定めております。町の登録制度に対する全ての国の登録制度が創設されたことに伴い、上位の指定または登録を受けた場合、町の登録を抹消するための規定を見直すものであります。

第2項中「町登録有形文化財が法第27条の規定により」から「史跡、名勝若しくは天然記念物に指定された」を「町登録文化財について、法の規定による指定又は登録が行われた」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 私からは、議第18号 建物の無償譲渡について補足説明をさせていただきます。

令和3年3月31日をもって廃業したアンテナショップ半兵衛の里の建物につきまして、令和4年1月28日付で、揖斐川町でそば店とコーヒー店を営んでいます株式会社西美濃はなのきから無償による普通財産譲渡申請書が提出されました。町といたしましては、土地は賃借しており、地権者との契約を解除する場合、建物を取り壊す必要があります、そのためにはそれ相応の金額が必要となること、また立地が竹中半兵衛重治公ゆかりの地の入り口に当たり、建物が有効活用されることにより、特に岩手地区の地域活性化が期待できることから、株式会社西美濃はなのきに対し、無償で譲渡をさせていただくものであります。そのため、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案に沿って御説明申し上げます。

1. 譲渡する建物、垂井町岩手字下林764番5、2. 種類、店舗、3. 建物構造、木造トタン葺平家建て、4. 延べ面積、87.36平方メートル、5. 譲渡の相手方、揖斐郡揖斐川町上南方1907番地、株式会社西美濃はなのき代表取締役 花木英光。

以上で補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、議第19号 町道路線の認定について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書及び町道路線認定調書を併せて御覧ください。

初めに、路線番号1175、路線名、垂井175号線でございます。起点は垂井町字駒引2162番3地先、終点は同じく字駒引2162番82地先でございます。

この路線は、垂井町字駒引地内で6区画の住宅地を分譲する民間の開発事業により新設され、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、町に帰属されました道路延長37メートル、幅員6メートルの道路でございます。

次に、路線番号5183、路線名、新井22号線でございます。起点は垂井町新井字西野266番1地先、終点は同じく字西野268番1地先でございます。

この路線は、主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化に伴い、中央分離帯が設置され、東進車両が直接北中学校へアクセスすることが制限されますことから、新たに町道垂井新井線から西へ北中学校東の町道岩手34号線へ接続いたします道路延長133メートル、幅員6メートルの道路新設改良を計画するものでございます。

次に、路線番号7094と7095の2路線につきましては、垂井町綾戸字山ヶ道地内で16区画の住宅地を分譲する民間の開発事業により新設され、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、町

に帰属された道路でございます。

初めに、路線番号7094、路線名、綾戸94号線でございます。起点は垂井町綾戸字山ヶ道949番27地先、終点は同じく山ヶ道949番11地先で、道路延長25メートル、幅員6メートルの道路でございます。

次に、路線番号7095、路線名、綾戸95号線でございます。起点は垂井町綾戸字山ヶ道953番6地先、終点は同じく山ヶ道949番13地先で、道路延長262メートル、幅員6メートルの道路でございます。

続きまして、路線番号7096、路線名、綾戸96号線でございます。起点は垂井町綾戸字荒越895番2地先、終点は字荒越895番17地先でございます。

この路線は、垂井町綾戸字荒越地内で6区画の住宅地を分譲する民間の開発事業により新設され、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、町に帰属されました道路延長54メートル、幅員6メートルの道路でございます。

以上、議第19号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第4号から議第19号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第5 議第30号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第10号）

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第30号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第30号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5億9,285万4,000円を追加し、予算総額を107億3,520万

5,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、議会費では常任委員会視察に係ります旅費につきまして、減額の措置を行いました。

総務費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、財政調整基金、公共下水道基金及び公共施設整備基金に係ります積立金の増額、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化対応業務に係ります委託料の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、自立支援医療費及び障害福祉サービス費等給付事業に係ります扶助費の増額、私立認定こども園施設型給付費負担金に負担金、補助及び交付金の増額、児童手当に係ります扶助費の減額につきまして、それぞれの措置を行った次第でございます。

衛生費では、妊婦健康診査などに係ります委託料の減額、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります経費の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

農林水産業費では、機構集積協力金交付補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、県営土地改良事業負担金及び多面的機能支払交付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれの措置を行いました。

商工費では、町商工会育成補助金などに係ります負担金、補助及び交付金の減額措置を行った次第でございます。

次に、土木費では、除雪用グレーダー等借上料に係ります使用料及び賃借料の増額、道路新設改良及び河川維持に係ります経費の減額、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

消防費では、国庫支出金の交付に伴う財源の更正を行っております。

教育費では、文化会館耐震補強等工事に係ります工事請負費につきまして、減額の措置をいたしますとともに、国庫支出金の交付に伴う財源更正を行いました。

公債費では、繰入金の減額に伴う財源更正を行っておりますのでございます。

なお、財源につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債及び繰越金より収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化対応事業に係ります経費につきまして、令和4年度に繰り越して実施することを追加してお願いするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更を併せてお願いするものでございます。

なお、細部にわたりましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第30号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第10号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,285万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,520万5,000円とするものがございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書17ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費におきましては、常任委員会視察に係ります旅費の費用弁償104万円の減額。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては、郵送料に不用額が生じる見込みとなりましたので、役務費の通信運搬費100万円の減額、また新型コロナウイルス感染症の影響により各種行事の中止等によりまして、マイクロバス運行業務に不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料229万円の減額。

次に、目5財産管理費におきましては、公衆街路灯の電気料金に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費の光熱水費30万円の増額、また不動産売払収入がございましたので、財産収入550万5,000円を増額し、一般財源520万5,000円を減額するものがございます。

次に、目6企画費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業の町負担金といたしまして960万円を増額し、そのうち880万円を令和4年度に繰り越して実施することをお願いするものがございます。また、東京圏からの移住支援事業といたしまして、当初予算で措置しておりましたが、実績がございませんでしたので、100万円を減額し、併せて財源の県支出金75万円を減額するものがございます。

そのほか、現在行っております人口減少要因分析業務にこのたび岐阜県清流の国ぎふ推進補助金179万円が交付される見込みとなりましたので、財源更正をお願いするものがございます。

次に、目7電算管理費におきましては、電子計算機リース料に不用額が生じる見込みとなりましたので、使用料及び賃借料191万4,000円の減額。

次に、目11財政調整基金費におきましては、財政調整基金につきまして、今後の財政支出等に備えるため4億4,700万円の増額、18ページの公共下水道基金につきまして、今後の公共下水道事業の財源とするため2,000万円の増額、公共施設整備基金につきましては、今後の公共施設維持管理に多額の費用が必要となることから、1億円の増額補正をそれぞれお願いするものがございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきましては、デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正に伴い、マイナンバーカードを用いた転出・転入手続のワンストップ化を令和5年度から開始するため、国からのスケジュールに合わせて住民基本台帳システムの改修に着手するもので、システム改修業務委託料426万8,000円を増額し、併せて令和4年度に繰り越して実施することをお願いするものがございます。

また、地方公共団体情報システム機構に交付する通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金310万6,000円を増額するものでございます。

財源につきましては、いずれも全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費におきましては、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に係ります経費に不用額が生じたので、備品購入費185万2,000円を減額し、財源につきましても県からの委託金を減額するものでございます。

19ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては、令和2年度障害者自立支援給付費国庫負担金などの額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料779万1,000円の増額、また国民健康保険特別会計への繰出金2,619万1,000円を増額し、繰出金に係る財源につきましては国・県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目5老人福祉費におきましては、民間の養護老人ホームにお願いしております措置入所者のため必要となる老人保護措置費負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金857万3,000円の減額、また長寿お祝い商品券発行事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費におきましては、介護保険特別会計への繰出金71万円の増額。

次に、目11障害者福祉費におきましては、自立支援医療費の今後の実績見込みにより不足が生じる見込みとなりましたので530万1,000円の増額、また障害福祉サービス費等給付事業に係ります各種サービス利用者の増加に伴い不足が生じる見込みとなりましたので、3,421万円を増額し、財源につきましては国・県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費におきましては、他市町村の私立保育所を利用する際の広域保育委託料につきまして、利用者の減少に伴い不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料433万4,000円の減額、認可外保育等を利用する際の子育てのための施設等利用給付費負担金につきましても、利用者の減少に伴い不用額が生じる見込みとなりましたので、215万円を減額し、併せて財源の国庫支出金を減額するものでございます。

また、20ページになりますが、障害児施設給付事業に係ります各種サービス利用者の増加に伴い、扶助費600万円を増額し、財源につきましては国・県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目2児童福祉施設費におきましては、こども園等の会計年度任用職員報酬に不足が生じる見込みとなりましたので270万円の増額、私立認定こども園利用者数の増加に伴い、私立認定こども園施設型給付費負担金に不足が生じる見込みとなりましたので負担金900万円の増額。給付費負担金の財源につきましては国・県支出金が交付される見込みであります。当初予算で計上しました歳入が過剰計上であったため、今回は国・県支出金を減額補正させていた

だくものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

補助金につきましては、延長保育利用者の減少に伴い、延長保育促進事業に不用額が生じる見込みとなりましたので、100万円を減額し、併せて財源の国・県支出金も減額するものでございます。

また、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金56万4,000円を増額し、財源につきましては全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

このほか、こども園の園児給食費の減額及びびいずみの園に係る障害児通所給付費の増額に伴う財源更正をお願いするものでございます。

次に、目5児童措置費におきましては、児童手当の支給で想定しました児童の減少、世帯の所得階層が見込みより高くなったことによりまして不用額が生じる見込みとなりましたので、扶助費1,000万円を減額し、財源につきましても国・県支出金を減額するものでございます。

次に、22ページの目7留守家庭児童教室費におきましては、留守家庭児童教室保育料の減額に伴う財源更正をお願いするものでございます。

次に、23ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費におきましては、妊婦健康診査、健康増進事業及び予防接種、それぞれの実績見込みにより不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料1,738万9,000円の減額、不妊治療費助成金につきましても実績見込みにより不用額が生じる見込みとなりましたので、扶助費192万円を減額し、併せて財源の県支出金を減額するものでございます。

また、令和2年度感染症予防事業費等国庫補助金の額が確定し、既交付額が超過となったため返還するもので、償還金、利子及び割引料1万1,000円を増額。

次に、目8新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきましては、12月定例会の際にも補正をさせていただきましたワクチン接種事業でございますが、今後の実績見込みにより経費に不用額が生じる見込みとなりましたので、報酬及び職員手当等につきまして、それぞれ200万円を減額、またこのたび3回目の接種を前倒しで実施したことによりまして、経費に不足が生じる見込みとなりましたので、ワクチン町外接種者の接種支払手数料として、役務費25万円、ワクチン集団接種業務の委託料1,264万円、24ページになりますが、ワクチン貯蔵冷凍庫、温度などを監視するシステムリース料として、使用料及び賃借料1万3,000円を増額し、財源につきましては全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項2清掃費、目3塵芥処理費におきましては、PTAなどが行う資源回収事業に交付いたします廃棄物資源分別回収事業奨励金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金補助及び交付金100万円の減額、また町指定ごみ袋無償提供事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費におきましては、県からイノシシなどの有害鳥獣の捕獲実績により補助金が交付される見込みとなりましたので、緊急捕獲活動支

援事業として報償費79万1,000円の増額、また今年度、中間管理機構に預ける農地面積が確定したことに伴い、機構集積協力金交付補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金607万7,000円を増額し、財源につきましては県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目7農地費におきましては、栗原地区の経営体育成基盤整備事業に係ります町単独工事の負担金が確定したことによりまして、県営土地改良事業負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので100万円の減額、また地域の農地保全団体が実施する農業事業量が確定したことに伴い、多面的機能支払交付金に不用額が生じる見込みとなりましたので813万9,000円を減額し、財源につきましても県支出金を減額するものでございます。

次に、目8農業構造改善費におきましては、農業団体が整備する機械などの導入費用に対して補助いたします高性能農業機械導入補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金179万1,000円を減額し、財源につきましても県支出金を減額するものでございます。

次に、25ページ、項2林業費、目2林業振興費におきましては、間伐事業などの事業量が減少したことに伴い、一般造林事業補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金203万円の減額、また林道明神線開設工事の財源としておりました町債を減額するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、垂井町商工会主催の中山道垂井宿まつりが中止されたことに伴いまして、町商工会育成補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので220万円の減額、地域の多様な課題解決に向けた取組を促進する提案型協働事業補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので150万円の減額、また6月定例会でお認めをいただきました事業者などが行う感染症感染防止対策を支援いたします新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金に不用額が生じる見込みとなりましたので400万円の減額、またプレミアム商品券発行補助事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置し、空き家の住宅リフォーム事業につきましては県の空き家総合整備事業補助金6万6,000円が交付される見込みとなりましたので、それぞれ財源更正をお願いするものでございます。

次に、目3観光費におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、垂井曳軸まつりが中止されたことに伴いまして、垂井曳軸補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金299万5,000円の減額、また現在行っております地方創生広域的な戦国武将観光推進事業にこのたび国の地方創生推進交付金600万円、敷原の藤の森休憩所トイレあずまや改修事業に県の自然環境整備事業補助金が55万4,000円、それぞれ交付される見込みとなりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

次に、26ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費におきましては、降雪に伴い、昨年12月27日、本年1月14日、2月5日から8日及び18日にかけて除雪作業を実

施したことに伴いまして、除雪用グレーダー等借上料に不足が生じる見込みとなりましたので、使用料及び賃借料6,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3道路新設改良費におきましては、当初予定しておりました垂井表佐線、府中84号線、府中2-2号線及び宮代121号線道路改良事業について、いずれも地権者との協議が難航したことに伴いまして委託料230万円の減額、公有財産購入費2,410万円の減額、補償、補填及び賠償金630万円を減額し、併せて財源につきましても国庫支出金及び町債の減額をお願いするものでございます。

なお、垂井表佐線、府中84号線及び府中2-2号線道路改良事業につきましても、地権者の御理解を賜りますよう、次年度におきましても引き続き協議を行い、事業実施に向けまして来年度当初予算に再計上し、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、県の道路事業の事業量の減少に伴いまして、県工事負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金2,100万円の減額。

次に、項3河川費、目2河川維持費におきましては、土砂災害ハザードマップ作業業務で入札差金による不用額が生じる見込みとなりましたので、委託料100万円の減額、また寺川流路工改良工事におきましても入札差金による不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費300万円の減額、併せて財源につきましても国庫支出金を減額するものでございます。

次に、27ページ、項4都市計画費、目1都市計画総務費におきましては、市街化区域の変更のための協議資料であります大垣都市計画区域区域区分変更図書の作成につきましても、関係機関との協議に時間を要することから、今年度の作成を断念し、次年度に作成してまいりたいと考えていますので、このたび委託料195万3,000円を減額し、来年度の当初予算に計上し、取組を進めてまいりたいと考えますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

そのほか、木造住宅耐震補強工事に係ります補助金申請がございましたので、建築物等耐震化促進事業費補助金185万9,000円を減額し、併せて財源につきましても国・県支出金を減額するものでございます。

次に、目4公共下水道費におきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金1,793万7,000円の減額。

次に、目5運動公園管理費におきましては、光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたので、需用費100万円の減額。

次に、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費におきましては、防災資機材購入事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、28ページ、款10教育費、項1教育総務費、項2小学校費及び項3中学校費におきましては、給食費無償化事業及び小・中学校におけるICT活用による学習体制整備事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更

正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目6文化会館費におきましては、光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたので、需用費113万5,000円の減額、また文化会館耐震補強工事におきましても入札差金による不用額が生じる見込みとなりましたので、工事請負費369万8,000円の減額、併せて財源につきましては地方交付税措置があり、かつ充当率が高い有利な起債に切り替えるため、町債を増額するものでございます。

次に、29ページ、項6保健体育費、目3給食センター費におきましては、燃料費に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費73万円の増額、また蒸気式消毒保管庫取替工事の財源としておりました町債を減額するため、財源更正をお願いするものでございます。

次に、款12公債費、項1公債費、目1元金におきましては、予定しておりました減債基金繰入金を減額するため、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページの歳入を説明させていただきます。

款1町税、項1町民税、目2法人におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況が徐々に緩和される中、景気の持ち直しの傾向が見られることと併せて、大手法人による自己資産の売却に伴う収益増加により、町民税の法人税割が当初予算を上回る見込みとなりましたので、法人税割1億8,600万円の増額。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税におきましては、固定資産税に係ります滞納繰越分の一部が一括納付されたことから、滞納繰越分1,200万円の増額。

次に、款9地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限りまして、償却資産及び事業用家屋に係ります固定資産税の課税標準の特例により、軽減措置をいたしましたので、当該減収額につきまして国が交付金により補填することから、1,600万円の増額。

次に、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税におきましては、今年度、普通交付税が当初予算額を上回る見込みとなりましたので、4億9,691万9,000円の増額。

次に、9ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料におきましては、留守家庭児童教室利用者の減少によりまして、保育料が当初予算を下回る見込みとなりましたので、127万円の減額。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金におきましては、子どものための教育・保育給付交付金238万円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金107万4,000円の減額、児童手当国庫負担金777万6,000円の減額、10ページになりますが、国民健康保険基盤安定負担金501万5,000円の減額、障害者自立支援給付費国庫負担金1,710万5,000円の増額、障害者医療費国庫負担金265万円の増額、障害児施設給付費等国庫負担金298万3,000円の増額。

次に、目3衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として1,264万円の増額。

次に、11ページ、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億999万1,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金426万8,000円の増額、個人番号カード交付事業費補助金310万6,000円の増額。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、子ども・子育て支援交付金33万3,000円の減額、保育士等処遇改善臨時特例交付金56万4,000円の増額。

次に、目3衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として373万7,000円の減額。

次に、目6商工費国庫補助金におきましては、地方創生推進交付金600万円の増額。

次に、目7土木費国庫補助金におきましては、道路事業に係ります社会資本整備総合交付金1,818万8,000円の減額、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金65万9,000円の減額、砂防事業に係ります社会資本整備総合交付金125万円の減額。

次に、12ページ、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金におきましては、子どものための教育・保育給付交付金を162万9,000円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金53万7,000円の減額、児童手当県負担金167万9,000円の減額、13ページになりますが、国民健康保険基盤安定負担金895万4,000円の増額、障害者自立支援給付費等県負担金1,136万9,000円の増額。

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金におきましては、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金179万円の増額、岐阜県空き家総合整備事業費補助金6万6,000円の増額、東京圏からの移住支援補助金75万円の減額。

次に、目2民生費県補助金におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金33万3,000円の減額。

次に、目3衛生費県補助金におきましては、一般不妊治療費助成事業補助金26万3,000円の減額。

次に、目5農林水産業費県補助金におきましては、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金79万1,000円の増額、元気な農業産地構造改革支援事業補助金172万7,000円の減額、機構集積協力金交付事業費補助金で、14ページになりますが、607万7,000円の増額、資源向上支払（長寿命化）交付金610万4,000円の減額。

次に、目6商工費県補助金におきましては、自然環境整備事業補助金55万4,000円の増額。

次に、目7土木費県補助金におきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金60万円の減額。

次に、項3委託金、目1総務費委託金におきましては、衆議院議員選挙委託金185万2,000円の減額。

次に、款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入におきましては、赤道などの不動産売却収入550万5,000円の増額。

次に、15ページ、款18繰入金、項2基金繰入金におきましては、今年度の財政運営の状況から取崩しを行わないことといたしましたので、目1財政調整基金繰入金におきましては1億6,929万9,000円の減額、目2減債基金繰入金におきましては5,000万円の減額。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、2億8,997万6,000円の増額。

次に、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきましては、こども園の園児給食費434万8,000円の減額、いずみの園に係る障害児通所給付金299万1,000円の増額、宝くじ収益金として交付されます県市町村振興協会助成金1,032万8,000円の増額。

次に、16ページ、款21町債、項1町債、目1総務債におきましては、臨時財政対策債2億9,800万円の減額。

次に、目7土木債におきましては、地方道路整備事業に係ります道路債4,100万円の減額。

次に、目9教育債におきましては、文化会館耐震補強事業の財源として、当初予算1億5,600万円を計上いたしました。が、県との協議によりまして地方交付税の措置があり、かつ充当率が高い有利な起債に切り替えるため、社会教育債1,600万円の増額、その他学校給食センター設備改修に係ります教育施設債2,200万円の減額補正をお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費の補正でございます。

4ページを御覧ください。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業でございます。

県から示されました本町の負担額から、第5弾、第7弾分で見込んでおります金額を差し引きました880万円を令和4年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化対応事業の経費426万8,000円を令和4年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第3条、地方債の補正でございます。

5ページを御覧ください。

地方債の補正は、第3表、地方債補正によるものでございます。

地方債の変更につきましては、臨時財政対策債2億9,800万円の減額、地方道路整備事業は4,100万円の減額、文化会館耐震補強等事業は1,600万円の増額、学校給食センター設備改修事業は2,200万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、いずれも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

30ページからは給与費明細書、32ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山ですけれども、1点、整理の仕方を教えていただきたいなあと思うんです。これは、即決の議案なんですね。

26ページの道路維持費で、今回、昨年末及び今年の1月、2月ですか、雪が大変多く降りまして、ここに除雪用のグレーダー等借上料6,400万円。これは全協でも説明をいただいていたんですけども、科目の整理の仕方ですね。

通常、一般ですと除雪費というのは業務委託的な感覚になるんですね。除雪業務の、工事請負でもないですね。恐らく業務委託的な感覚やと思うんですね。

雪が全く降らなかった場合、各業者さんが除雪機をそれぞれリースされて、それぞれの土場等に保管されておると。ここで使用料及び賃借料を計上しておるということは、垂井町が業者さんを介して直接除雪機を借りておるという形なんですね。これ、そういうことなんでしょう。ここで上げておる今回の大雪に伴います業務に関しても、賃借料で支払っていくとなりますと、これは機械の大小がございますね。それと張りついた人工、ここら辺も全て機械の大小によって単価は幾らだと、何時間働いたんだと。そのうまい下手は別として、それで一律、機械もろともに借り上げたと、オペレーター付でね。それで支払っていくという整理の仕方ですね。

何か今さらながら、これで国・県、ここら辺もそういう形でやっておられるんやったら、右に倣えでいいんでしょうけれども、そこら辺の整理の仕方をちょっと財政経験者も多数見えますので、ぜひ教えていただきたいなあと思います。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 若山議員の御質問でございますけれども、私も財政を経験しております。以前から使用料及び賃借料で計上させていただいております。

今、言われますとおり、考え方にはいろいろあるかと思っておりますけれども、そこら辺は、そのような御指摘をいただきましたので、1回整理させていただきましたので検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（富田栄次君） ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第10号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第31号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第31号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,558万円を追加し、予算総額を28億2,323万6,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では職員の異動に伴う人件費の減額、被保険者証一本化対応システム改修業務に係ります委託料の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

保険給付費では、高額療養費負担金及び葬祭費に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置を行っております。

また、国民健康保険事業費納付金では、国庫支出金の交付に伴う財源更正を行いました。

保健事業費では、特定健康診査に係ります委託料につきまして減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の交付に伴う財源更正を行いました。

基金積立金では、国民健康保険基金に係ります積立金につきまして、増額の措置を行いました。

諸支出金では、災害臨時特例補助金等の過年度国・県支出金返還金に係ります償還金利子及び割引料につきまして、増額措置を行っております。

なお、財源につきましては国庫支出金、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部にわたりましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第31号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,558万円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億2,323万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、職員の異動によりまして、人件費に係る予算に不用額が生じる見込みとなりましたので、節2給料55万円、節3職員手当等110万円、節4共済費50万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、節12委託料でございます。高齢受給者証と被保険者証の2枚を一体化させる被保険者証一体化対応システム等改修業務におきまして、仕様の変更により不用額が生じたので、163万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節18負担金、補助及び交付金でございます。

医療の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されるものでございますが、予算額に不足が見込まれますことから、800万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5葬祭諸費、目1葬祭給付費、節18負担金、補助及び交付金でございます。

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に支給されるものでございますが、予算額に不足が見込まれますことから、25万円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分、項3介護納付金分、目1介護納付金分及び款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費につきましては、災害臨時特例補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の国庫補助金が交付されたため、財源更正を行ったものでございます。

次に、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費でございますが、特定健康診査受診者が見込みより少なかったため、400万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節24積立金で3,300万円の増額補正をお願いするものでございます。

国民健康保険事業の健全な運営に資するための基金の積立てでございます。療養給付費の増額や令和5年度以降の激変緩和措置制度廃止等により、県に納付いたします事業費納付金が増額されることが想定されますことから、今後の財産運営に備えるものでございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で、211万6,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和2年度の国民健康保険特定健康診査に関する特別交付金、保険者努力支援交付金、災害臨時特例補助金の額がそれぞれ確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので、返還をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 災害臨時特例補助金、節 1 災害臨時特例補助金で84万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

東日本大震災で被災された方への医療費の免除、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への保険税の減免に対する補助金でございます。

次に、目 8 社会保障・税番号制度システム整備費補助金、節 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、7万9,000円増額補正をお願いするものでございます。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業に対する補助金で、保険証の一斉更新時に利用促進のリーフレットを同封し配布したものでございます。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金で1,862万5,000円増額補正をお願いするものでございます。

保険税の軽減分を補填する制度で、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございます。

節 2 職員給与費等繰入金は、職員の異動に伴いまして215万円減額を、節 4 財政安定化支援事業繰入金は県より繰入基準額の決定を受け、1,019万5,000円増額を、節 5 その他一般会計繰入金は福祉医療助成による医療費の波及増分に対する繰入金で、47万9,000円減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節繰越金で698万3,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金、節 1 一般被保険者延滞金で148万4,000円増額補正をお願いするものでございます。

一般被保険者延滞金について、予算額を上回る見込みとなったため、増額補正を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

少し、ちょっと確認をさせていただけたらと思っております。

8ページの保健事業費で、特定健康診査等の事業費の関係で400万円の減額をされた。これは、先ほど課長さんの御説明からいたしますと受診者が見込みより少なかったよということでお話があったかと思うんです。これは私、以前ちょっと医師の方から御指摘を頂戴いたしまして、垂井町のこの特定健診の受診の方法が割と荷物が多いと。券を持っていかないといけませんよ、事前にいろいろと書いていかないといけませんよということ、少し受診に関してハードルが高い部分があるんじゃないかなあというところで、やはり減額にしなきゃいけなかつ

たこういった部分の要因というのを原課のほうでどのように把握されているかということをお知らせいただけたらと思います。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 木村議員の質問にお答えさせていただきます。

特定健診は、今現在、保健センターのほうで事務を執り行っておりますが、この特定健診のハードルが高いという今お言葉を頂戴いたしました、実際にちょっとそのような町民の方からの御意見というのはお伺いはしておりませんが、近隣というか、大垣市もこのような同じ方法を取っております、申請書というか申込書を御記入いただいて、それを持っていただくという方法を取っております。

ちょっと、やはりこの辺りのところを町民の方がどのように思ってみえるのかというのも一度ちょっと確認はさせていただけたらなと思っておりますが、いろいろと垂井町のほうからも受診の再勧奨をしたりとか、はがきで受診の勧奨を行ったりとか、いろいろはしてはおりますが、なかなかその原因というのが突き詰めたところまで至っていないのが現状でございます。

また、国民健康保険の加入の際に庁舎のほうで手続をされるときには、特定健診を受診してくださいという勧奨もしておりますが、なかなか至っておりません。以前、アンケートを行ったときには、垂井町というか、被保険者の中には定期的に通院をされて、医療にかかってみえる方が多く、必要がないというお答えが一番多かったという結果もございますので、またそういったところもいろいろ調査をしながら、また勧奨をし、特定健診の受診率のアップにつなげていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 酒井課長、ありがとうございました。

なかなかそういった荷物が多いことに関しては、御指摘がまだないよというような話で、私もお聞きしているのは、やはり課長のおっしゃったように定期的に私、糖尿やら何か持っておるもんで、かかっておるで血液検査や何か1か月に一遍やってもらっておるんやと。そんなような格好でわざわざこれに行かないかのかなという話がありました。実際、おっしゃるとおりだなあと。

ただ、やはりこういった項目を掲げている限り、やっぱりいろいろと私も一回、まだ受診されていませんかとっておはがきを頂戴したことがあるんですね、私自身も。すごく原課として丁寧にやっていただいておりますなあとということは把握しています。

やはり、そういった定期的にかかっている方も手ぶらでそういった併せて、自分の定期受診のときに一度この項目を受けてみませんかというような形で、何も携えなくても気軽に受けられるような格好だと少し受診率も上がってくるんじゃないかなあとということも思ったりいたしますので、またその辺り、いろいろと調査等々進めていただいて町民の健康維持をしていただけるとありがたいかなあと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 質疑でしょうか。

○10番（木村千秋君） いいです。

○議長（富田栄次君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） 藤埴でございます。

ちょっとうがった見方をしてしまいますけれども、今年度3,000万円という基金の繰入れを行っていただく予定になっておるんですけれども、その一方で実は一般会計からの繰入れが大体2,600万円という数字が出ております。これは、うがった見方をすれば、貯金をつくるために一般会計から繰入れしたよというようなことで私どもは解釈をすればいいのでしょうかというところをお尋ねします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 藤埴議員の御質問にお答えします。

今年度の基金につきましては、単年度収支分で余剰金と思われまして3,000万円を基金のほうに積み立てさせていただきました。

基金につきましては、今現在4億円ほどありますけど、今後の見通しとしまして県からの負担金が増えることが想定されておりますので、そういった場合に備えての基金の積立てでございます。

あと、繰入金の関係でございますが、これにつきましては制度上、決まっておるものでございまして、決まったものを一般会計のほうから繰入れをさせていただいているという現状でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） 言っている意味は分かりました。

ただし、今3億円ほど基金のほうの積立てがあるということでございます。ここの会計上、それが適正なのかどうかというのは僕にも分からないし、県からの負担金が増えるかもしれないということなんですけれども、一体全体どこら辺がじゃあ本当に適正な積立金になってくるのかというところについては、課長の見解をよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 基金につきましては、制度改正後におきましては目安というものが示されておりません。しかしながら、給付費の2か月、もしくは3か月分を目安に町として積立てを行ってまいりました。

現在、先ほども申し上げました約4億円ほどでございますが、県内で1人当たりの保有額を調べさせていただきまして県下で21位ということで、決してめちゃくちゃ多いというふうではないというふうには認識しております。以上です。

○議長（富田栄次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は15時45分といたします。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第7 議第32号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第32号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第32号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ288万5,000円を減額し、予算総額を13億991万5,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、公共下水道費では消費税に係ります公課費の減額、受益者負担金一括納付報奨金に係ります報償費の増額につきまして、それぞれ措置をいたしますとともに、町債の減額に伴う財源更正を行いました。

財源につきましては、繰入金、諸収入、町債及び繰越金より収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費につきましては、浄化センター水処理施設増設事業、上下水管布設（推進

工) 事業に係ります経費を令和4年度に繰り越して実施することをお願いいたすものでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いいたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第32号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、公共下水道事業に係ります事業費の確定によりまして、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。また、浄化センター水処理施設増設事業、並びに上下水管布設（推進工）事業に係ります予算の繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ288万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億991万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書8ページを御覧ください。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費、目1 下水道建設費、節26 公課費では、消費税額の確定により318万2,000円の減額補正及び下水道事業債の減額に伴います財源更正をお願いするものでございます。

次に、目2 施設管理費、節7 報償費でございます。

受益者負担金一括納付の割合が見込みより多かったことに伴い、報奨金につきまして29万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

7ページを御覧ください。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業費の額の確定によりまして、一般会計からの繰入額を1,793万7,000円減額し、精算をさせていただくものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 前年度繰越金につきましては、繰越額の確定により1,748万1,000円の増額をお願いするものでございます。

款8 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、節1 雑入につきましては、令和2年度分消費税額が確定し、還付となりましたので、雑入において受入れを行ったため、117万1,000円の増額をするものでございます。

次に、款9 町債、項1 町債、目1 下水道債、節1 下水道事業債でございます。

起債対象事業費の確定によりまして、360万円の減額を行うものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費でございます。

3 ページの第 2 表を御覧ください。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業につきましては、令和 2 年 7 月、令和 4 年度までの 3 か年の工事委託について、日本下水道事業団と協定を締結し、事業を開始いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度分の出来高が達成できず、今年度に一部事業を繰り越した影響に加え、基礎くい工の支持層の深さの変更に伴うくい長さの見直しなどにおいて、不測の日数を要したことにより、今年度予定しておりました出来高を達成することが見込めないため、1 億 5,700 万円を次年度に繰り越しさせていただくものでございます。

また、同じく款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費、事業名、上下水管布設（推進工）事業につきましては、垂井地内、追分橋が架かります一級河川梅谷川の下に上下水道管を横断させるため、推進工により施工する工事でございますが、推進工の機械調達に不測の日数を要し、工程に遅れが生じたことから、年度内完成が見込めないため、7,369 万 3,000 円を次年度に繰り越しさせていただくものでございます。

再度、表紙に戻っていただきまして、第 3 条では地方債の借入限度額を変更させていただくものでございます。

4 ページの第 3 表で、地方債の限度額を 3 億 660 万円としておりましたが、事業費の確定によりまして、360 万円の減額をお願いし、3 億 300 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

また、9 ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補正の説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 32 号 令和 3 年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第33号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第33号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第33号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ611万円を追加し、予算総額を27億1,627万9,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では介護予防サービス計画作成業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行いました。

保険給付費では、居宅介護サービス計画給付費負担金などに係ります負担金、補助及び交付金の増額を、審査支払手数料に係ります役務費の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第33号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、総務費及び保険給付費におきまして、予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に611万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,627万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございます。こちらは、要支援者が介護予防サービスを利用する際に必要となる介護予防ケアプランの作成について、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対して作成の一部を委託するもので、委託料に不足

が生じる見込みとなりましたので、47万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目6居宅介護サービス計画給付費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金でございます。こちらは、要介護者が介護サービスを利用する際に必要となるケアプランの作成や適切なサービス提供に向けた調整など、居宅介護支援事業者が行う居宅介護支援に対し支給されるもので、給付費に不足が生じる見込みとなりましたので、500万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費、目4介護予防サービス計画給付費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金でございます。こちらは、要支援者が介護予防サービスを利用する際に必要となる介護予防ケアプランの作成や適切なサービス提供に向けた調整など、介護予防支援事業者である地域包括支援センターが行う介護予防支援に対し支給されるもので、給付費に不足が生じる見込みとなりましたので、60万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項3サービス給付費諸費、目1審査支払手数料、節11役務費の審査支払手数料でございます。こちらは、給付費の審査や支払い業務を行う国民健康保険団体連合会への事務手数料に不足が生じる見込みとなりましたので、4万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費に対する国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。こちらは、国の負担分、給付費の居宅分20%と施設分15%相当分として112万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。こちらは、市町村の保険料基準額の格差調整をするため交付されるもので、給付費の3%相当分として16万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。こちらは、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第2号被保険者の保険料に当たり、給付費の27%相当分として152万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。こちらは、県の負担分、給付費の居宅分12.5%と施設分17.5%相当分として71万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。こちらは、町の負担分、給付費の12.9%相当分として71万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金でございます。

歳入歳出予算の均衡を図るため、140万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款11諸収入、項3雑入、目3雑入の介護予防サービス計画費でございます。こちらは、地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成に係る受託金として47万円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第34号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第34号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第34号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,100万円を追加し、予算総額を3億9,192万3,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰越金により収支の均衡を図った次第でござ

ございます。

細部にわたりましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第34号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億9,192万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明させていただきます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料等負担金の予算額に不足が見込まれますので、1,100万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年度分及び目2普通徴収保険料、節1現年度分で、徴収保険料が予算額を上回るが見込まれますので、特別徴収保険料389万円、普通徴収保険料361万円、合わせて750万円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で、350万円増額補正をお願いするものでございます。

この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案の

とおりの可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後4時08分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み